

第3次池田市男女共同参画推進計画
～いけだパートナーシップ21～
(素案)

2024年（令和6年）12月
池 田 市

はじめに



私たちのめざす男女共同参画社会は、すべての市民がその能力を最大限に発揮できる社会です。性別にかかわらず、平等な機会や権利を持ち、固定的な性別役割分担意識をなくすことにより、個々の能力を引き出し、持続可能な社会の発展を促進します。

本市では、2000年(平成12年)に「池田市男女共同参画推進計画～いけだパートナーシップ21～」を策定し、2002年(平成14年)には「池田市男女共同参画推進条例」を施行することで、男女共同参画社会の実現に向けた第一歩を踏み出しました。以来、男女が共に活躍できる社会の実現に向けて、さまざまな施策を展開してまいりました。

2008年(平成20年)には、DV防止及び被害者保護のための体制整備を基本課題に加え、社会情勢の変化に適応した見直しを行い、2012年(平成24年)には「第2次池田市男女共同参画推進計画」を策定し、12年間の長期的な視点で施策を進めてまいりました。さらに、2017年(平成29年)には女性活躍推進法や社会情勢の変化を踏まえた改訂版を策定し、時代の変化に即した施策をめざしました。

近年、困難な状況に置かれている女性たちへの支援が重要視されており、2024年(令和6年)には「困難女性支援法」が施行され、経済的な困難、家庭内暴力、性的暴力、孤立など、さまざまな理由で支援を必要とする女性への支援の強化が求められています。

この「困難女性支援法」の制定や社会情勢の変化、国や大阪府の進捗状況を踏まえ、この度、2025年度(令和7年度)からの10年間にわたる新たな「第3次男女共同参画推進計画～いけだパートナーシップ21～」を策定いたしました。

本市が、すべての市民にとって住みやすく、活力ある街であり続けるために、今後も、皆様からのご意見を大切に、具体的な施策を進めていく所存です。今後とも、男女共同参画の推進に向けた取り組みにご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたりまして、貴重なご提言を賜りました池田市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました皆様へ感謝いたしますとともにお礼申し上げます。

2025年(令和7年)3月

池田市長 瀧澤 智子

目次

◆計画の体系◆	1
◆第3次計画の指標◆	3
◆男女共同参画を理解するための基本用語（五十音順）◆	4
第1章 計画策定の背景	8
1. 社会情勢の変化	9
2. 第2次池田市男女共同参画推進計画（改訂版）策定後の男女共同参画に関する国内・外の動き	11
3. 第2次池田市男女共同参画推進計画 目標値の達成度	12
4. アンケート調査結果からみる現状と課題	13
第2章 計画の考え方	20
1. 計画策定の趣旨	21
2. 計画の位置づけ	22
3. 計画期間	22
4. めざす姿	22
5. 計画の構成	23
第3章 計画の内容	24
1. 基本課題と重点施策	25
基本課題Ⅰ 男女共同参画社会実現のための基盤整備	25
基本課題Ⅱ 男女が協力して取り組む地域・まちづくりの推進	33
基本課題Ⅲ 就労の場の男女平等と仕事と生活の調和の実現	40
基本課題Ⅳ 人権尊重と、誰もが安全に安心して暮らせる社会の実現	48
第4章 計画の推進	62
1. 推進体制の充実	63
2. 計画の進行管理	63
3. ネットワークの構築・連携・強化	63
4. 苦情や意見への対応	63
5. 拠点施設の充実	63
6. 計画の推進体制	64
資料	66
女性差別撤廃条約	67
男女共同参画社会基本法	72
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	76
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	88
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	96
池田市男女共同参画推進条例	102

◆計画の体系◆

基本課題	重点施策	施策の方向
<p>I</p> <p>男女共同参画社会実現のための 基盤整備</p>	<p>1. 男女共同参画についての理解の推進</p> <p>2. 生涯にわたる男女平等教育の充実</p> <p>3. 男女の生涯にわたる健康の保持・増進</p>	<p>①男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進 ②調査・統計における男女別情報の充実</p> <p>①保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校における男女平等教育の充実 ②多様な選択を可能にする社会教育の推進</p> <p>①生涯にわたる健康づくりの支援 ②思春期教育の推進</p>
<p>II</p> <p>男女が協力して取り組む地域・まちづくりの推進 【女性活躍推進計画】</p>	<p>1. 政策・方針決定過程への女性の参画促進</p> <p>2. 男女が協働で行う地域活動の促進</p>	<p>①行政委員・審議会委員等への男女共同参画の促進 ②市政や教育にかかわる政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ③女性のエンパワメントとネットワーク支援</p> <p>①男女共同参画で行う地域活動・社会活動の促進 ②防災・災害復興対策における男女共同参画の推進</p>

基本課題	重点施策	施策の方向
------	------	-------

Ⅲ

就労の場の男女平等と
仕事と生活の調和の実現
【女性活躍推進計画】

1. 就労の場における男女
平等の促進

- ①就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進
- ②農業、自営業等に従事する女性の就業環境の整備

2. 仕事と生活の調和（ワ
ーク・ライフ・バランス）
の実現のための支援

- ①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知促進
- ②男性の家庭生活や地域活動への参画の促進
- ③仕事との両立を支える子育て・介護サービスの拡充

Ⅳ

人権尊重と、誰もが安全に安心して
暮らせる社会の実現
【DV防止基本計画】【困難女性支援基本計画】

1. あらゆる暴力の根絶

- ①セクシュアル・ハラスメント等あらゆる暴力根絶のための啓発推進
- ②暴力被害者への相談の充実

2. DVを発生させない教
育・啓発

- ①DV被害防止に向けた啓発の推進
- ②職務関係者への研修の充実
- ③加害者への教育・啓発

3. DV被害者の安全を確
保するための支援の推
進

- ①相談窓口の充実、情報提供
- ②緊急時の安全確保
- ③関係機関との連携協力

4. DV被害者の自立に向
けた支援

- ①自立支援策の充実
- ②関係機関との連携協力

5. さまざまな困難を抱え
る人々の生活の安定と
自立への支援

- ①高齢者・障がい者の生活支援の充実
- ②ひとり親家庭等の生活支援の充実
- ③在住外国人等の生活支援の充実
- ④複合的に困難な状況に置かれている人への支援の充実

◆第3次計画の指標◆

基本課題	指標名	現状値 (2023年度 (令和5年度))	目標値 (2034年度 (令和16年度))
I 整備 男女共同参画社会 の実現のための基盤	広報誌・ホームページ・SNSへの男女共同参画関連記事の掲載回数	60回	70回
	男女共同参画に関する研修・啓発事業の実施回数・参加者数	26回 573人	増加させる
	乳がん検診受診率(※①)	13.8%	30%
	子宮がん検診受診率(※①)	17.3%	30%
II 域・まちづくりの推進 男女が協力して取り組む地	女性のいない審議会等を0にする	71機関中 14機関	0機関
	審議会等への女性の参画率	27.7%	40%
	市職員のうち女性管理職の割合	課長級 24.5% 次長級・部長級 10.4%	課長級 30% 次長級・部長級 14%
	「地域活動の場」の男女の平等感「平等である」と回答した人の割合	29.4%	50%
III 生活の調和の実現 就労の場の男女平等と仕事と	「ワーク・ライフ・バランス」の言葉の認知	54.3%	70%
	生活のなかで大切にしたいことが実現できている人の割合(※②)	43.0%	増加させる
	市男性職員の育児休業取得者率	33.3%	40%以上
	・1月以上取得した男性職員	50%	60%
	・3月以上取得した男性職員	33.3%	40%
市男性職員の出産補助休暇又は育児参加休暇の取得率	88.9%	100%	
父親向けの子育て支援事業の実施回数・参加者数	77回 425人	増加させる	
IV 安全に安心して暮らせる社会の実現 人権尊重と、誰もが	あらゆる暴力根絶のための啓発や講座の実施回数	6回	10回
	暴力を受けた際の対応について「(1)相談しなかったがしなかった」「(2)相談しようと思わなかった」の割合	(1) 4.9% (2) 51.9%	減少させる
	市職員・相談員への研修及びDV防止のための情報提供	1回	2回

※ ①乳がん検診受診率は40歳～69歳、子宮がん検診受診率20歳～69歳対象。

※ ②理想のワーク・ライフ・バランスを実現できている人の割合を測る指標とする。市民意識調査結果より、希望×現実のクロス集計で算出。

◆男女共同参画を理解するための基本用語（五十音順）◆

● アンコンシャスバイアス（Unconscious Bias）

誰もが潜在的に持っている無意識の偏見のこと。今までの生活や習慣、周囲の環境等から、知らず知らずのうちに刻み込まれ、男女の役割意識等固定的な物の見方や捉え方で周りに悪影響を与えることがある。

● エンパワメント（Empowerment）

「女性が力をつけること」という意味で、国連の第4回世界女性会議をきっかけに広く知られるようになった。具体的には、女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持つ存在となることを意味している。

● キャリア教育

進学や就職に焦点を絞らず、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力や勤労観、職業観を育み、社会人・職業人として自立していくために必要な能力や態度を身につけること。

● 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）

2022年（令和4年）成立、2024年（令和6年）施行。女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻等、複雑化、多様化、複合化している。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっており、法律において「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定した。国・地方公共団体の責務として、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じることが明記されている。

● ジェンダー（Gender）

生物学的な性差（セックス）に対して、社会的・文化的に付加された性差を「ジェンダー」という。日常生活の中で期待される「男らしさ、女らしさ」や、「男は仕事、女は家庭」等の性別役割分担意識も、このジェンダーの一部と言われている。近年では、男女の役割は生まれながら決まっているものではなく、ジェンダーに基づいた固定観念によってつくられたものであるという認識が広がっている。

● ジェンダー統計

生活のあらゆる分野の女性と男性の状況における差異及び不平等を適切に反映している統計のこと。

● 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

2015年（平成27年）成立、施行。女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主（一般事業主）の各主体において女性の活躍推進に関する責務等を定めた法律であり、301人以上の労働者を常時雇用する事業主に対しては、女性の活躍を推進するための「一般事業主行動計画」の策定・届出及び情報公表が義務づけられた。2022年（令和4年）に改正法が施行され、労働者数101人以上300人以下の事業主に対しても拡大されている。

● ステップファミリー（Stepfamily）

配偶者の少なくとも一方の結婚前の子どもと一緒に生活する家族形態。継（ま）家族、ブレンドファミリー（ブレンディッド・ファミリー）ともいう。一般的には、離別や死別後、子連れで再婚した結果、形成される家族。血縁関係にない親子関係が1組以上含まれるものをいう。

● セクシュアル・ハラスメント（Sexual Harassment）

性的いやがらせのことをいう。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示等が含まれる。立場を利用したり、性差別の上に成り立っていたりすることが多く、雇用の場で問題となっている。近年では、学校や地域においても問題となっており、権力や力関係のある場面ではどこでも起こりうるということが認識されるようになった。「男女雇用機会均等法」では、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの対象を男女労働者とするとともに、その防止のため、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備をはじめ、その他の雇用管理上必要な措置を講ずることを事業主に義務づけている。

● 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）（Positive Action）

過去における社会的・構造的な差別によって、現在不利益をこうむっている人々に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な措置のこと。例えば女性のまったくいない審議会に、それにふさわしい能力のある女性を登用すること等を指す。

● 男女共同参画社会基本法

1999年（平成11年）6月成立、施行。個人の尊重と性差別の撤廃を基本に、男女が共に対等なパートナーとして家庭生活や社会活動等あらゆる分野で責任を分かち合うことを定めた法律である。「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の5つを基本理念に据え、国や地方自治体そして国民一人ひとりの果たすべき役割と責任を求めている。

● ドメスティック・バイオレンス（DV）（Domestic Violence）

直訳すると「家庭内の暴力」となるが、一般的には「配偶者や恋人等、親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使われている。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」では、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備について定めている。なお、この法律でいう「配偶者」には事実婚を含んでいる。

「暴力」の形態は、次のように分類される。

- ・ 身体的暴力…殴ったり蹴ったりすること、物を投げつけること、突き飛ばすこと等
- ・ 精神的暴力…人格を否定するような暴言を吐くこと、何を言っても無視すること等
- ・ 性的暴力…いやがっているのに性行為を強要すること、見たくないポルノビデオ等を見せること等

このほか、生活費を渡さない等の「経済的暴力」、外出の制限や家族や知人と連絡を取らせない等の「社会的暴力」があり、多くの場合、これらさまざまな暴力が複合して起こる。

● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）

2001年（平成13年）成立、施行。2024年（令和6年）に改正法施行。配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、配偶者からの暴力に関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための法律である。「配偶者」には、法律婚の相手方、事実婚の相手方、生活の本拠を共にする交際相手が該当し、被害者の性別は問わず、男性の被害者も申立てをすることができる。2024年（令和6年）施行の改正法では、保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化が定められている。

● 保護命令制度

裁判所が被害者の申立てにより、配偶者に対する「つきまとう」といった一定の行為を禁止する

命令を発令する制度。「配偶者」には、法律婚の相手方、事実婚の相手方、生活の本拠を共にする交際相手が該当する。また、被害者の性別は問わず、男性の被害者も申立てをすることができる。

- **メディア・リテラシー (Media Literacy)**

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアから情報を収集し活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを行う能力の3つを構成要素とする複合的な能力をいう。メディアとは不特定多数の人々に対して、情報を伝達する手段や媒体のことをいい、新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、映画、インターネット等がある。

- **メンタルヘルス (Mental Health)**

精神面における健康のこと。心の健康、精神衛生、精神保健等とも呼ばれる。

- **リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (Reproductive Health/Rights)**

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、個人、特に女性が生涯にわたって、主体的に自らの身体と健康の保持増進と自己決定を図ること、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されていることをいう。子どもを産むか産まないか、産むならいつ、何人産むかを、性的関係とともに自らの意思で主体的に選択する自由や、安全な妊娠・出産や避妊・中絶、性感染症の予防、人権に配慮した治療等をはじめとして、思春期・出産期・更年期等、生涯にわたる良好な健康の管理が含まれる。また、そのために必要な、自らの身体や健康について正確な知識や情報を持つこと、性的暴力や差別、強制を受けないこと等も幅広く含まれる。

1994年(平成6年)のカイロでの国連国際人口開発会議以降、注目されるようになった。こうした問題に対する女性の主体性の重要性、当事者としての参画の必要性が認識されるようになってきている。

- **ロールモデル (Roll Model)**

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考えたりする際に参考にする役割モデルのこと。「女性のチャレンジ支援策について」(2003年(平成15年)4月男女共同参画会議意見)では、一人ひとりが具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されている。

- **ワーク・ライフ・バランス (Work-Life Balance)**

「仕事と生活の調和」と訳され、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、さまざまな活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいう。

- **プレコンセプションケア (Preconception care)**

プレ(pre)は「～の前の」、コンセプション(conception)は「受精・懐妊」で、プレコンセプションケアは「妊娠前の健康管理」という意味で用いられる。プレコンセプションケアには①若い世代の健康を増進し、より質の高い生活を実現してもらうこと、②若い世代の男女が将来、より健康になること、③①の実現によって、より健全な妊娠・出産のチャンスを増やし、次世代の子どもたちをより健康にすることという目的がある。

第 1 章 計画策定の背景

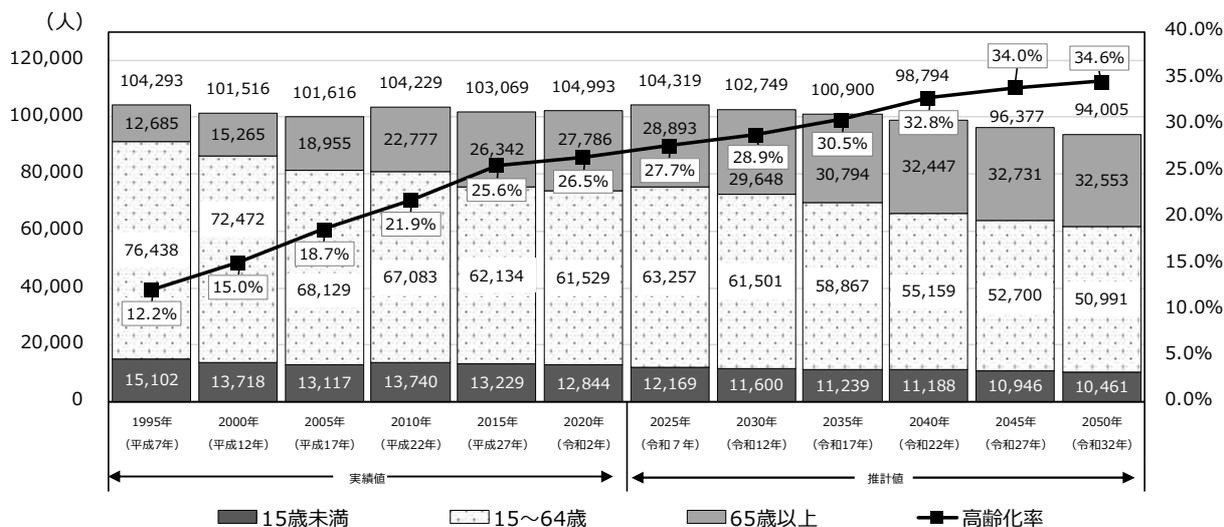
1. 社会情勢の変化

(1) 人口減少社会の到来、少子高齢社会の進行

本市の人口は、2025年（令和7年）をピークに減少に転じると予想されています。一方、65歳以上は2045年（令和27年）まで増加傾向にあり、2020年（令和2年）に26.5%（総数から年齢「不詳」を除いた人口を分母として算出）であった高齢化率は、2035年（令和17年）には30%を超え、その後も上昇していく見通しです（図表1）。

また、世帯類型をみると、単独世帯、女親と子どもからなる世帯が増加傾向にある一方、世帯人数は減少傾向にあり、2020年（令和2年）は2.12人となっています（図表2）。

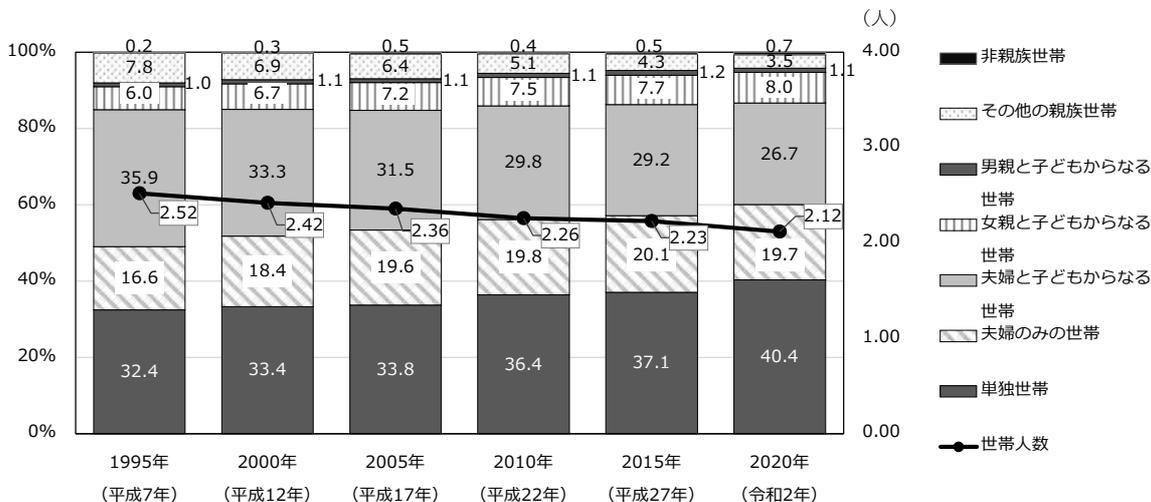
図表1 年齢3区分別人口の推移（推計含む）（池田市）



注) 実績値の総数には年齢「不詳」を含むため、各年齢別人口の合計とは一致しない。

資料：国勢調査（1995年（平成7年）～2020年（令和2年））、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」（2025年（令和7年）～2050年（令和32年））

図表2 世帯類型別割合と一世帯当たりの人数の推移（池田市）



注1) 世帯類型別割合は、総数から世帯類型「不詳」を除いた世帯数を分母として算出している。

注2) 世帯人数は、一般世帯人員を一般世帯数で除した数。

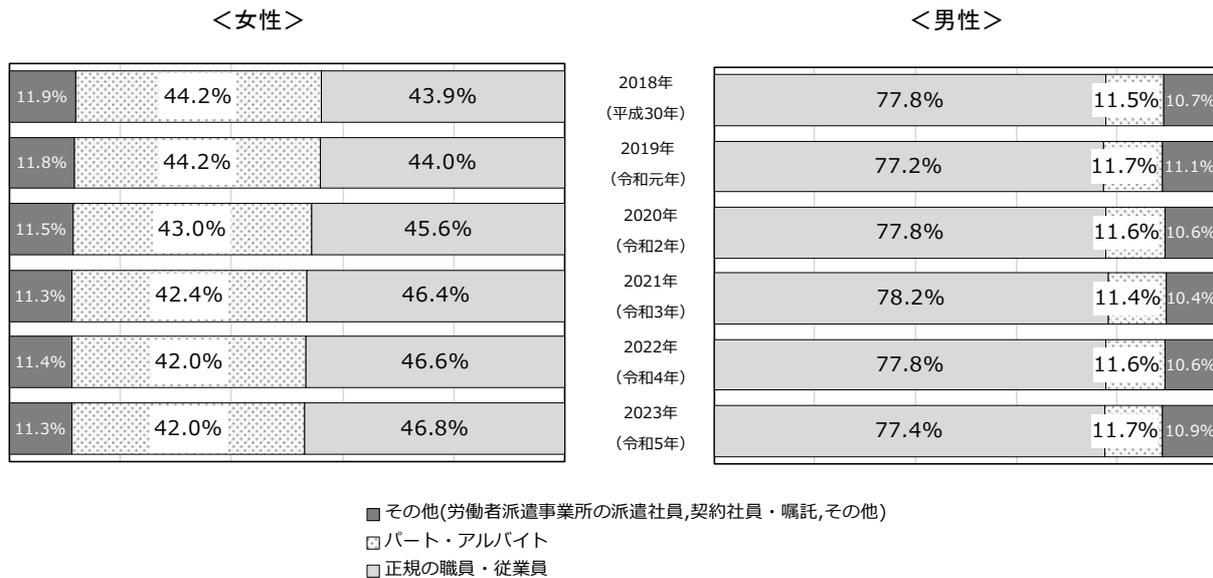
資料：総務省「国勢調査」

(2) 女性の経済活動における状況

雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合をみると、女性は50%以上が非正規雇用者（その他（労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託、その他）とパート・アルバイトの合計）となっており、毎年、その割合に大きな変化はみられません。また、女性の正規の職員・従業員は増加傾向にありますが、男性では7割以上を占めているのに対し5割未満と少なくなっています（図表3）。

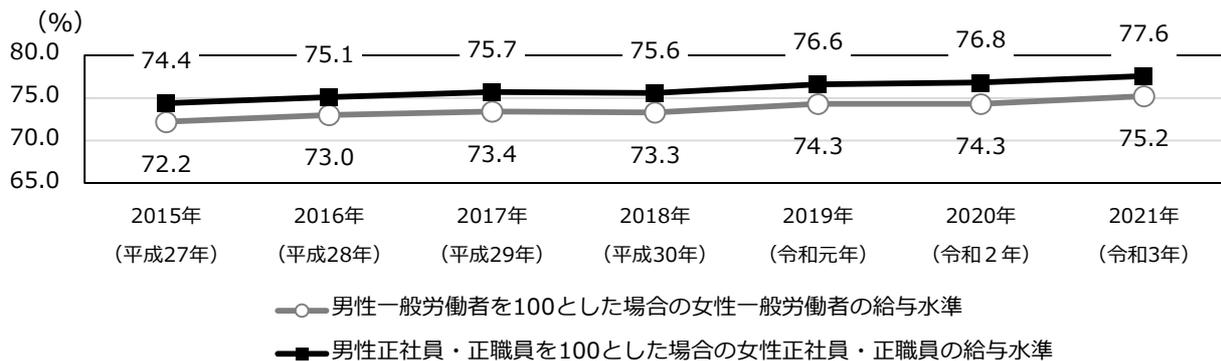
一方、男女間賃金格差は長期的に見ると縮小傾向にあり、2021年（令和3年）の男性一般労働者の給与水準を100としたときの女性一般労働者の給与水準は75.2となっています（図表4）。

図表3 雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移(全国)



資料：内閣府「労働力調査（詳細集計）」

図表4 労働者の1時間あたり平均所定内給与格差の推移（全国）



注)

- 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
- 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における値。
- 給与水準は各年6月分の所定内給与額から算出。
- 一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者以外の者。
- 正社員・正職員とは、一般労働者のうち、事業所で正社員・正職員とする者。
- 常用労働者の定義は、2017年（平成29年）以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上労働者」。2018年（平成30年）以降は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。
- 2020年（令和2年）から推計方法が変更されている。
- 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取り扱いをしていたところ、2019年（平成31年）1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意する必要がある。

資料：内閣府「男女共同参画白書」

2. 第2次池田市男女共同参画推進計画（改訂版）策定後の男女共同参画に関する国内・外の動き

	世界の動き	国・大阪府の動き (■は国、○は大阪府)	池田市の動き
2018年 (平成30年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆「A P E C 女性と経済フォーラム2018声明」採択 ◆G20ブエノスアイレス・サミット開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ■「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布 ■「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民セミナーの開催（年2回）
2019年 (令和元年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆W20日本開催（第5回 WAW! と同時開催） ◆ILO（国際労働機構）、ハラスメント禁止条約採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■「女性活躍推進法」改正施行（一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、ハラスメント防止対策の強化） ■「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」公布（DV防止法改正を含む（一部2020年（令和2年）施行）） ○「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民セミナーの開催（年2回の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催は1回のみ）
2020年 (令和2年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「女性活躍・ハラスメント規制法」施行 ■「DV防止法に基づく基本方針」改定 ■「第5次男女共同参画基本計画」策定 ■「女性活躍・パワハラ規制法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ※市民セミナーの開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止
2021年 (令和3年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民セミナーの開催（新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催は1回のみ（オンラインで実施））
2022年 (令和4年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「女性活躍推進法」改正・施行 ■「AV出演被害防止・救済法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆池田市ダイバーシティセンター開設 ◆市民セミナーの開催（複数回）
2023年 (令和5年)			<ul style="list-style-type: none"> ◆「池田市の男女共同参画社会に関する市民意識調査」の実施 ◆市民セミナーの開催（複数回）
2024年 (令和6年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「困難女性支援法」施行 ■「DV防止法」の改正 ○「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民セミナーの開催（複数回）

3. 第2次池田市男女共同参画推進計画 目標値の達成度

【達成状況】◎目標達成、○改善しているが目標達成に至らない、△横ばい、×計画策定時を下回る

基本課題	指標名	目標値 2024年度 (令和6年度)	2016年度 (平成28年度)	2023年度 (令和5年度)	達成 状況
Ⅰ 現男女 のた 共 同 の 参 画 基 盤 社 会 実 備	広報誌・ホームページへの男女共同参画関連記事の掲載回数	増加させる	22回	44回	◎
	男女共同参画に関する研修・啓発事業への参加者数	増加させる	718人	573人 (※①)	×
	乳がん検診受診率(※②)	50%以上	8.2%	13.8%	○
	子宮がん検診受診率(※②)	50%以上	15.7%	17.3%	○
Ⅱ ち取男 づり女 くり組 のむが の地協 推域力 進ま して	女性のいない審議会等を0に	0機関	61機関中 8機関	71機関中 14機関	×
	審議会等への女性の参画率	40%	26.7%	27.7%	○
	市職員のうち女性管理職(課長級以上)の割合	20%	12.6%	15.0%	○
Ⅲ 現仕就 事労 との 生場 活の の男 調女 和平 の等 実と	「ワーク・ライフ・バランス」の言葉の認知	70%	28.0% (平成23年度)	54.3% (令和5年度)	○
	市男性職員の「育児参加休暇(※③)」取得者率	60%	33.3%	66.7%	◎
	父親向けの子育て支援事業への参加者	増加させる	1,577人 (参考:104回)	425人 (参考:77回) (※①)	×
Ⅳ あ ら ゆ る 暴 力 の 根 絶	セクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力根絶のための啓発活動	増加させる	5回	6回	◎
	DV・デートDVに係る相談窓口等の情報提供	増加させる	3回	3回	△
	市職員・相談員への研修及びDV防止のための情報提供	増加させる	1回	1回	△

※① 基本課題Ⅰの「男女共同参画に関する研修・啓発事業への参加者数」及び基本課題Ⅲの「父親向けの子育て支援事業の参加者」については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う事業の中止や縮小、開催形式の変更等により従来に比べ参加者数が減少しています。

※② 国の「がん対策推進基本計画」では、「75歳未満のがんによる死亡率の20%減少」を目標とし、そのための個別目標として、がん検診の受診率を50%以上とすることが定められている。乳がん検診受診率は40歳～69歳、子宮がん検診受診率20歳～69歳対象。

※③ 「育児参加休暇」の対象者は出産する配偶者を持つ男性職員。出産日(予定日)の前後各8週間の間に5日(第1子の場合は産後8週のみ)取得できる。

4. アンケート調査結果からみる現状と課題

本計画の策定を進めるにあたり、市民の皆さまのご意見を把握し、計画改定・策定の基礎資料とすることを目的として、2023年（令和5年）10月に本市に居住する市民2,000人を対象にアンケート調査を実施しました（回収率45.1%）。

アンケート調査結果からみる現状と課題は次のとおりとなっています。

- **池田市男女共同参画条例、池田市男女共同参画推進計画を「はじめて聞いた」人が約7割。**

さまざまな男女平等・人権に関する用語について認知度を高められるよう、教育や多様な情報媒体を通じた啓発に取り組むことが必要です。

- **固定的な性別役割分担意識の解消への関心が高いが、実際には男性優遇を感じる場面が多くなっている。**

就労や結婚、出産・育児、家庭生活等について、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、その人らしい柔軟な選択ができるよう、多様性を認め合う社会の実現が求められています。

- **現在の社会で女性が働き続けるために必要なこととして、子育てや介護支援の充実を望む声が多数。管理職の意識改革や昇進・給与等のシステムの改善も求められている。**

女性が働き続けられるよう、子育てや介護支援の充実のほか、女性のやりがいや働きがいにつながる環境づくりが必要です。

- **防災・災害復興対策における性別への配慮は「必要」が約9割。**

男女ともに防災リーダーの育成を進め、日常的に男女共同参画を推進することで、非常時に備えることが必要です。

- **生活のなかで大切にしたいことは男女ともに「家庭」が約7割。しかし、実現できている人は、女性が7割弱、男性が約5割。**

男女ともに生活のなかで大切にしたいことを実現できる社会づくりが必要です。また、男性の多様な生き方や固定的な性別役割分担意識にとられない選択についても啓発していく必要があります。

- **「命の危険を感じるほどの暴行をされる」女性は3.5%、男性は1.0%。**

相談体制の整備、被害者支援等の取組を行うとともに、相談先の周知も行うことが必要です。また、被害にあった際に支援につなげられるよう、相談先の周知、相談体制の充実に努めることが必要です。

- **困難な問題を抱えている女性を見たことがある21.2%、困難な問題を抱えている男性を見たことがある22.3%**

困難な問題を抱えた人が自身の悩みを気軽に相談できる体制や、安心できる居場所をつくる必要があります。また、困難な問題を抱える人への支援として、困難な状況に気づいてくれる人へのニーズが高くなっており、人材の確保・養成・資質の向上が必要です。

(1) 回答者自身のことについて

<現状（アンケート結果）>

- ・ 回答者の職業について、女性は男性よりも「パートタイマーやアルバイト（学生バイトを除く）」や「専業主婦・主夫」の割合が高く、男性は女性よりも「会社、団体、官公庁などの正社員・正職員」の割合が高くなっています。
- ・ 結婚している女性回答者のパートナーの職業では、「会社、団体、官公庁などの正社員・正職員」の割合が高く、結婚している男性回答者のパートナーの職業では「パートタイマーやアルバイト（学生バイトを除く）」や「専業主婦・主夫」の割合が高くなっています。
- ・ 1週間の就業時間について、女性は男性よりも「20時間未満」や「20～30時間未満」の割合が高く、男性は女性よりも「48時間以上」の割合が高くなっています。
- ・ 仕事でのストレスについて、女性は男性よりも「子どもや高齢者の世話などがあって十分に働けない」の割合が高く、男性は女性よりも「仕事がおもしろくない」の割合が高くなっています。
- ・ 今後仕事につく上での困ったことや不安について、女性は男性よりも「家事・育児・介護との両立ができるか」の割合が高く、男性は女性よりも「賃金など、望む労働条件が得られるか」の割合が高くなっています。
- ・ 1週間のうちで、家事・育児・介護等をしている平均時間について、女性は男性よりも家事・育児・介護等をしている平均時間が長くなっています。
- ・ 女性の職業と生活設計について、女性は男性よりも「結婚や出産をしても職業を持ち続ける方がよい」の割合が高くなっています。
- ・ 現在の社会で女性が働き続けるために必要なことについて前回調査と比べると、「男性の家事・育児・介護等への積極的参加」や「管理職の意識改革や昇進・給与等のシステムの改善」の割合が高くなっています。

<課題の整理>

- ・ 女性の就業形態は非正規雇用が多く、専業主婦の割合も男性と比べて高くなっています。
- ・ 今後仕事につく上での困ったことや不安について、女性で「家事・育児・介護との両立ができるか」の割合が高くなっています。
 - 就業を希望する女性にとって働きやすい社会をめざすために、再就職支援、女性の就業の継続など、関係機関と連携した支援が必要です。
 - 女性の活躍推進に向けて男性・女性ともに意識改革の促進や保育・介護サービスの充実が必要です。
- ・ 仕事でのストレスについて、女性で「子どもや高齢者の世話などがあって十分に働けない」、男性で「仕事がおもしろくない」の割合が高くなっています。
 - 性別にかかわらず、一人ひとりが希望する生き方を選択できるよう、各種休業の取得や柔軟で多様な働き方を促進することが必要です。
- ・ 女性が働き続けるために必要なことについて、「男性の家事・育児・介護等への積極的参加」や「管理職の意識改革や昇進・給与等のシステムの改善」への関心が高くなっています。
 - 男性が家事や育児、介護をすることへの理解促進、企業等への啓発活動が必要です。

(2) 男女平等や役割分担について

<現状（アンケート結果）>

- ・ 男性が育児休業を取ることに、男女ともに『そう思う』の割合が80%を超えています。
- ・ 男女の地位について、すべての項目で『男性優遇』意識が強く、「⑤政治の場で」、「⑦社会通念・慣習・しきたりで」、「⑧社会全体で」の順に高くなっています。
- ・ 男女の地位について大阪府調査と比べると、「①家庭生活で」や「②職場で」、「⑤政治の場で」、「⑦社会通念・慣習・しきたりで」で「男性が優遇されている」の割合が高くなっています。
- ・ 小・中学校で進めてほしい男女平等の取組について、女性で「男女で協力して家事ができるようにする」の割合が最も高く、男性で「性暴力、セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）、ストーカー行為などについて認識を深める教育を進める」の割合が最も高くなっています。
- ・ 生活のなかで大切にしたいことについて、希望・現実ともに「家庭」の割合が最も高く、「地域活動」の割合が最も低くなっています。
- ・ 今後、男性の家事、子育て、介護への積極的な参加を促進するために必要なこととして、男女ともに「男性も女性も男女の役割分担についての慣習やしきたりにとらわれずに考え、行動できるようになること」の割合が最も高くなっています。

<課題の整理>

- ・ 男性の育児休業取得について、男女ともに肯定的な傾向がみられます。
 - 男女がともに、育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備が必要です。
- ・ 男女の地位に関する性差では、『男性優遇』の意識が強く、特に「政治の場で」、「社会通念・慣習・しきたり」、「社会全体で」で高くなっています。
- ・ 大阪府調査と比べても、「男性が優遇されている」の割合が5ポイント以上高い項目が半数を占めています。
 - 女性の活躍推進に向け、男女ともに意識改革の促進が必要です。
 - 庁内における審議会等の女性の積極的な登用に加え、職員の管理職への登用については、性別にとらわれない評価が必要です。
 - 企業等において、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の浸透を図る取組が必要です。
- ・ 男性の家事、子育て、介護への積極的な参加を促進するために必要なこととして、男女ともに性別役割分担意識にとらわれないことへの関心が高くなっています。
 - 子どもの頃から男女平等意識の醸成を促進する等、社会における慣習やしきたりにとらわれない意識改革が必要です。
 - 学校に加え、地域や家庭等さまざまな場での男女共同参画に関する学習機会の充実が必要です。
- ・ 生活のなかで大切にしたいことについて、「地域活動」を希望する割合・現実で大切にしている割合が最も低くなっています。
 - 性別にかかわらず、さまざまな地域活動に誰もが参加しやすい地域社会づくりが必要です。

(3) 男女平等・人権尊重に関する用語について

<現状（アンケート結果）>

- ・ 男女平等・人権尊重に関する用語について、「②男女雇用機会均等法」を『知っている』割合が最も高く、「⑥配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」、「①育児・介護休業法」、が続いています。
- ・ 男女ともに「⑧いけだパートナーシップ 21（池田市男女共同参画推進計画）」を『知っている』割合が最も低くなっています。

<課題の整理>

- ・ 男女平等・人権尊重に関する用語については、認知度に関心がみられます。
 - さまざまな男女平等・人権に関する用語について認知度を高められるよう、教育や多様な媒体を通じた啓発に取り組むことが必要です。
 - 既に認知度の高い用語はより理解を深められるような、認知度の低い用語は市民の興味・関心を高められるような取組を進めることが必要です。

(4) 男女間の暴力・人権尊重について

<現状（アンケート結果）>

- ・ 自分の性別によってつらいと感じた経験について、女性は男性よりも「ある」の割合が高くなっています。また、年代別にみると、概ね若い年代ほど「ある」の割合が高くなっています。
- ・ 性別によってつらいと感じた経験の内容について、女性は男性よりも「家事や育児をすること、仕事をするに対して偏見を持たれる」の割合が高く、男性は女性よりも「男（女）だから頑張れと言われる」、「つらいことがあっても、相談する相手がない」、「家族とのコミュニケーションが少ない」、「自分のなりたい髪型や服装を選べない」の割合が高くなっています。
- ・ 女性の人権が守られていないと思うことについて、女性で「男女の固定的な役割分担意識を押しつけること」の割合が最も高く、男性で「職場や学校等におけるセクシュアル・ハラスメント」の割合が最も高くなっています。
- ・ セクシュアル・ハラスメント（意識）について、すべての項目において70歳以上で「セクシュアル・ハラスメントにあたると思う」の割合が他の年代より低くなっています。
- ・ セクシュアル・ハラスメント（経験）について、すべての項目で女性は男性よりも「されたことがある」の割合が高くなっています。
- ・ 配偶者や交際相手からの暴力について、すべての項目で女性は男性よりも「どんな場合でも暴力にあたると思う」の割合が高くなっています。
- ・ 配偶者や交際相手からの暴力被害について、男女ともに「大声でどなられる」の割合が最も高くなっています。
- ・ 暴力を受けた際の対応について、男女ともに「相談しようと思わなかった」の割合が最も高くなっています。
- ・ 暴力を受けた際に相談しなかった理由について、「相談するほどのことではないと思ったから」の割合が最も高く、「自分にも悪いところがあると思ったから」、「自分さえ我慢すればすむと思ったから」が続いています。

<課題の整理>

- ・ セクシュアル・ハラスメントは容姿についての被害がやや多くなっており、全体的に女性での被害が多い状況となっています。
 - セクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害であり、暴力でもあるという意識啓発のさらなる推進が必要です。
 - 相談体制の整備、被害者支援等の取組を行うとともに、相談先の周知を行うことが必要です。
- ・ DV被害については相談しなかった割合が高く、その理由から被害者が自分を責める傾向や、被害意識の薄さが見受けられます。
 - 暴力の防止と被害者支援に向けて関係機関と連携・協働し、被害者の保護から自立支援まで切れ目のない支援を行うことが必要です。
 - さまざまな暴力の形態に関する正しい知識の周知と、お互いの人権を尊重し思いやることのできる関係について啓発を進めることが必要です。
 - 被害にあった際に支援につなげられるよう、相談先の周知、相談体制の充実に努めることが必要です。

(5) 困難な問題を抱える女性の支援について

<現状（アンケート結果）>

- ・ 困難な問題を抱えている女性について、女性は男性よりも「周りで見たことがある（知っている）」の割合が高くなっています。
- ・ 周囲の女性が抱えている問題について、男女ともに「経済的なこと」の割合が最も高くなっています。
- ・ 女性が困難な状況から回復するために必要なことについて、女性で「安心できる居場所」の割合が最も高く、男性で「困難な状況に気づいてくれる人の存在」の割合が最も高くなっています。
- ・ 家に居場所がない女性たちへのサポートについて、男女ともに「なんでも相談できる場所や人」の割合が最も高くなっています。
- ・ 相談する際に望ましい方法や場所について、男女ともに「気軽に立ち寄れる場所で相談（対面）」の割合が最も高くなっています。

<課題の整理>

- ・ 困難な問題を抱えた女性を周りで見たたり聞いたりしたことがある人の割合は、女性で25.2%、男性で15.8%と半数を下回っています。
- ・ 女性が困難な状況から回復するために、「安心できる居場所」や「困難な状況に気づいてくれる人の存在」等の割合が高くなっています。
 - 困難な問題を抱えた女性が自身の悩みを気軽に相談できる体制や、安心できる居場所をつくる必要があります。
 - 周囲の人が困難な問題を抱えた女性から相談を受けた時に行政機関や相談機関につなげられるよう、女性が抱える困難の実態や相談窓口について啓発することが必要です。

- 顕在化していない対象者の支援を可能にするために、アウトリーチ型の支援を検討することが必要です。

(6) 困難な問題を抱える男性の支援について

<現状（アンケート結果）>

- ・ 困難な問題を抱えている男性について、男性は女性よりも「周りで見たことがある（知っている）」の割合が高くなっています。
- ・ 周囲の男性が抱えている問題について、男女ともに「仕事のこと」の割合が高くなっています。
- ・ 男性が困難な状況から回復するために必要なことについて、男女ともに「困難な状況に気づいてくれる人の存在」の割合が最も高くなっています。
- ・ 男性のこころとからだの健康を保つために池田市が行うべき取組について、男女ともに「悩みや不安を相談できる体制を充実する」の割合が最も高くなっています。

<課題の整理>

- ・ 困難な問題を抱えた男性を周りで見たり聞いたりしたことがある人の割合は、女性で18.7%、男性で27.2%と半数を下回っています。
- ・ 男性が困難な状況から回復するために、困難な状況に気づいてくれる人の存在等が求められています。
 - 困難な問題を抱えた男性が自身の悩みを気軽に相談できる体制を整えることが必要です。
 - 周囲の人が困難な問題を抱えた男性から相談を受けた時に行政機関や相談機関につなげられるよう、男性が抱える困難の実態や相談窓口について啓発することが必要です。
 - 顕在化していない対象者の支援を可能にするために、アウトリーチ型の支援を検討することが必要です。

(7) 男女共同参画の取組について

<現状（アンケート結果）>

- ・ 防災・災害復興対策における性別に配慮した対応について、女性は男性よりも『必要がある』の割合が高くなっています。
- ・ 防災・災害復興対策において必要と思われる性別に配慮した対応について、男女ともに「避難所の設備（男女別のトイレ、更衣室、洗濯干し場など）」の割合が最も高い一方で、「避難所運営の責任者に男女がともに配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること」、「公共施設の備蓄品のニーズ把握、災害時に支給する際の配慮（生理用品など）」の割合は男性よりも女性で高くなっています。
- ・ 女性のこころとからだの健康を保つために池田市が行うべき取組について、女性で「女性特有の病気などに配慮した女性外来の情報を提供する」の割合が最も高く、男性で「悩みや不安を相談できる体制を充実する」の割合が最も高くなっています。
- ・ 男女共同参画社会をつくるためにできることについて、女性は男性よりも「家庭における子どものしつけや教育は、個性を尊重し、男女の分け隔てをしない」の割合が高く、男性は女性

よりも「仕事に費やす時間を短くする」の割合が高くなっています。また、前回調査と比べると、「経済的に自立する」、「男女の人権、男女平等について理解を深めるよう学習する」の割合が5ポイント以上高くなっています。

- ・ 行政機関や支援機関を利用した経験の有無について、男女ともに「いずれも利用したことがない」の割合が最も高くなっています。

<課題の整理>

- ・ 防災・災害復興対策について、性別に配慮した対応が求められており、避難所の設備については男女間で大きな差がないものの、避難所運営の責任者に男女がともに配置されることや、生理用品等の備蓄品のニーズ把握、支給する際の配慮については男女間で差がみられます。
 - 男女ともに防災リーダーの育成を進め、日常的に男女共同参画を推進することで、非常時に備えることが必要です。
 - 多様な生活者の視点に立った防災対策や避難所運営についての啓発・研修等を通して、市民一人ひとりの意識を高めることが必要です。
- ・ 男女共同参画社会の実現に向けて、女性で「家庭での子どものしつけや教育」、男性で「労働時間の短縮」が挙げられています。
- ・ 「経済的な自立」、「男女の人権や平等について理解を深める」が前回調査よりも高い傾向にあります。
 - 個人でも行える「男女共同参画社会の実現に向けた行動」について啓発を行うことが必要です。
 - 人権等に関する講座の充実や、事業者等へ労働時間短縮に向けた働きかけを行うことが必要です。
- ・ 9割程度の人が行政機関や支援機関を利用したことがないと回答しており、問39の自由記述において「ダイバーシティセンターについて初めて知った」「ダイバーシティセンターのことは知っているが、利用してよい場所か分からず利用したことがない」等の意見がみられます。
 - 大阪府や池田市の行政機関・支援機関について、周知活動が必要です。

第2章 計画の考え方

1. 計画策定の趣旨

わが国では、1999年（平成11年）6月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、21世紀を活力ある社会にするための最重要課題として「男女共同参画社会の実現」が位置づけられました。現在、「第5次男女共同参画基本計画」に基づく省庁横断的な取組が進められています。また、2016年（平成28年）からは、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が完全施行され、同時に「働き方改革」により男女が働き続けやすい職場づくりが進められています。

一方、国際的には、SDGs（Sustainable Development Goals）の達成目標の一つとしてジェンダー平等の実現が掲げられており、世界共通の目標として取り組んでいくことが求められています。このような中、世界経済フォーラムが発表しているジェンダー・ギャップ指数をみると、2024年（令和6年）の日本の順位は146か国中118位と低く、特に政治分野（113位）と経済分野（120位）におけるジェンダーの不平等が課題となっています。

また、いまだ新型コロナウイルス感染症拡大による生活への影響が残る中、従来から存在していた生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻等の課題が、より複雑化・多様化・複合化して表れています。このような状況の中、家庭等に居場所のない女性たちの存在が顕在化するなどし、従来の女性保護事業に代わる新たな支援の枠組みが必要となり、2024年（令和6年）に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「困難女性支援法」という。）が施行されました。孤独・孤立対策の視点も含め、困難な問題を抱える女性に対する支援の強化が必要となっています。

国内の人口構成をみると、少子化の進行により、ますます15～64歳の生産年齢人口の減少が顕著となることが予想されます。活力ある社会の維持に向けて、性別や年齢にかかわらず誰もが対等に、家庭や職場、地域等、あらゆる場で活躍できる環境の整備が必要です。そのためには、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス*）を解消し、多様性を認め合い自分らしい柔軟な選択を可能とする社会を築いていくことが重要です。また、近年地震や大雨等、自然災害による大きな被害が生じており、誰もが安全に安心して生活することができるよう、男女がともに防災や災害復興に取り組むことが求められています。地域においてもより一層男女共同参画を推進し、多様な人々が地域活動に参加し協働することが大切です。

大阪府では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や、少子高齢社会の一層の進展、不安定な雇用情勢、単独世帯や高齢世帯の増加等、社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」に基づく取組が進んでいます。また、2024年（令和6年）に「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」が策定されました。

本市では、2011年度（平成23年度）に「第2次池田市男女共同参画推進計画～いけだパートナーシップ21～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて多様な施策を進めてきました。しかし、目標の達成状況をみると、審議会等への女性の参画は大きな改善はみられず、意思決定過程へ

* ジェンダー（Gender）：生物学的な性差（セックス）に対して、社会的・文化的に付加された性差を「ジェンダー」という。日常生活の中で期待される「男らしさ、女らしさ」とか、「男は仕事、女は家庭」等の性別役割分担意識も、このジェンダーの一部といわれている。近年では、男女の役割は生まれながらに決まっているものではなく、ジェンダーに基づいた固定観念によってつくられたものであるという認識が広がっている。

* アンコンシャスバイアス（Unconscious Bias）：誰もが潜在的に持っている無意識の偏見のこと。今までの生活や習慣、周囲の環境等から、知らず知らずのうちに刻み込まれ、男女の役割意識等、固定的な物の見方や捉え方で周りに悪影響を与えることがある。

の女性の参画は本市の男女共同参画を進める上で重要な課題となっています。

こうした状況や国や大阪府の動向を踏まえ、男女共同参画をより一層推進していくために、新たに2025年度（令和7年度）から2034年度（令和16年度）を計画期間とする「第3次池田市男女共同参画推進計画～いけだパートナーシップ21～」を策定します。

2. 計画の位置づけ

- ①本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「池田市男女共同参画推進条例」に基づく計画です。
- ②本計画は、「池田市総合計画」における分野別計画の一つであり、「池田市国土強靱化地域計画」「池田市地域福祉計画」「池田市子ども・子育て支援事業計画」「池田市地域防災計画」等と連携した計画です。
- ③本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を踏まえたものです。
- ④本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を包含するものです。
- ⑤本計画は、「女性活躍推進法」第6条の第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を包含するものです。
- ⑥本計画は、「困難女性支援法」第8条の3に基づく「市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」を包含するものです。

3. 計画期間

本計画の期間は、2025年度（令和7年度）から2034年度（令和16年度）までの10年間です。計画期間中、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

4. めざす姿

本計画では、本市におけるこれまでの男女共同参画の取組を継承しつつ、新たに施行された困難女性支援法の目的を踏まえ、本計画の推進により実現をめざす男女共同参画社会を、「人権を尊重し合える男女共同参画社会の実現～誰もが自立し安心して生活できるまち池田～」として示します。本計画の推進により、あらゆる人々の人権が尊重され、誰もが安全に安心して生活できるまちづくりに取り組みます。

人権を尊重し合える男女共同参画社会の実現
～誰もが自立し、安全に安心して生活できるまち池田～

5. 計画の構成

本計画では、「池田市男女共同参画推進条例」に掲げる7つの基本理念に基づいて、また、第2次計画の取組の成果と課題やアンケート調査からみる現状と課題を踏まえ、4つの基本課題を掲げます。

池田市男女共同参画推進条例 第3条 基本理念

- 1 男女が個人として人権を尊重されること
- 2 性別による固定的な役割分担が男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないように配慮されること
- 3 政策方針決定過程に男女が共に参画する機会を確保すること
- 4 男女が対等に家庭生活と社会生活に参画できるようにすること
- 5 男女共同参画の推進は国際的な協力のもとで取り組むこと
- 6 性と生殖に関する権利と生涯にわたる健康が尊重されること
- 7 女性に対する暴力を根絶すること

第3次池田市男女共同参画推進計画 基本課題

- I 男女共同参画社会実現のための基盤整備
- II 男女が協力して取り組む地域・まちづくりの推進
- III 就労の場の男女平等と仕事と生活の調和の実現
- IV 人権尊重と、誰もが安全に安心して暮らせる社会の実現

現状と課題

第2次計画の目標達成状況

アンケート調査結果

第3章 計画の内容

1. 基本課題と重点施策

基本課題Ⅰ 男女共同参画社会実現のための基盤整備

男女共同参画社会を実現する基盤として、社会のあらゆる分野に人権尊重と男女平等・男女共同参画の意識の浸透を図っていくことが重要です。しかし、「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」と性別によって役割を固定した考え方（＝固定的な性別役割分担意識）や、それにとまなう慣行等は、長い時間をかけて社会的・文化的に形成されてきたものであり、容易に解消できるものではありません。また、このような考え方は私たちの意識の中にも気づかぬうちに形成されており、無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）として会話や行動に影響を与えています。

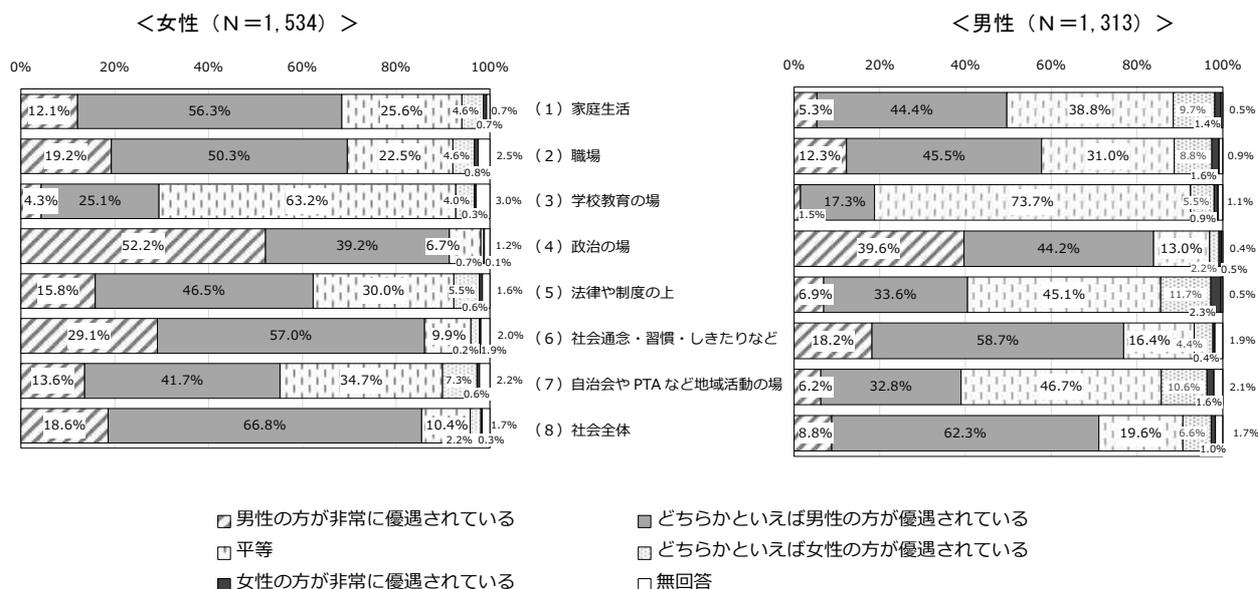
内閣府による 2022 年（令和 4 年）の世論調査では、各分野の男女の地位の平等感として「学校教育の場」は「平等」と回答する人は、女性が約 6 割、男性が約 7 割ですが、「家庭生活」「職場」「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」と多くの場面で『男性の方が優遇されている（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）』と回答する人は男女とも 5 割以上となっており、多くの分野で男女の不平等感が残っています。また、男性優遇感を感じる人は各分野において女性のほうが多くなっています（図表 5）。このように、いまだ男女の不平等が感じられる場面が多く残っており、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスの解消に向けた粘り強い取組が求められています。そして、性別や年齢、障がいの有無、国籍、性的指向等にかかわらず、一人ひとりの個性や能力を尊重し多様な生き方が認められる男女共同参画社会こそが、活力ある持続可能な社会であるという考え方が浸透するよう、効果的な広報や啓発活動が必要です。

また、人権尊重や男女平等の意識を育み、男女共同参画の重要性を認識する上で、教育や学習の担う役割は大きいものです。次代を担う子どもたちが、性別にかかわらず自らの個性や能力を発揮し自分らしい生き方を選択すると同時に、他者が有する権利や多様性を尊重できる豊かな人権感覚を身につけていくためには、家庭、学校、地域等でのかかわり方が重要です。

成人においても、人生 100 年時代を自分らしくいきいきと生きていけるよう、また、多様性を尊重する包摂的な地域社会の基盤強化につながる地域力や住民力を培えるよう、生涯教育等のさまざまな機会をとおして人権尊重や男女共同参画の大切さを継続的に学び、あらゆる場面で実践していくことが大切です。

さらに、男女がお互いの性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持つことも重要です。特に、女性は妊娠や出産をする可能性もあるなど、生涯を通じて、男女は異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*」の視点が重要です。また、将来のライフプランを見据え、男女ともに若い頃から健康づくりに取り組むなど、生涯にわたって健康を保持していくことも大切です。

図表5 男女の地位の平等感



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和4年）

■計画推進の指標

指標名	現状値 (2023年度 (令和5年度))	目標値 (2034年度 (令和16年度))
広報誌・ホームページ・SNSへの男女共同参画関連記事の掲載回数	60回	70回
男女共同参画に関する研修・啓発事業の実施回数・参加者数	26回 573人	増加させる
乳がん検診受診率（※）	13.8%	30%
子宮がん検診受診率（※）	17.3%	30%

※ 乳がん検診受診率は40歳～69歳、子宮がん検診受診率20歳～69歳対象。

* リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (Reproductive Health/Rights): 「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、個人、特に女性が生涯にわたって、主体的に自らの身体と健康の保持増進と自己決定を図ること、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されていることをいう。子どもを産むか産まないか、産むならいつ、何人産むかを、性的関係とともに自らの意思で主体的に選択する自由や、安全な妊娠・出産や避妊・中絶、性感染症の予防、人権に配慮した治療等をはじめとして、思春期・出産期・更年期等生涯にわたる良好な健康の管理が含まれる。また、そのために必要な、自らの身体や健康について正確な知識や情報を持つこと、性的暴力や差別、強制を受けないこと等も幅広く含まれる。1994年（平成6年）のカイロでの国連国際人口開発会議以降、注目されるようになった。こうした問題に対する女性の主体性の重要性、当事者としての参画の必要性が認識されるようになってきている。

重点施策1 男女共同参画についての理解の推進

- 啓発パンフレットや「広報いけだ」、ホームページへの掲載はもとより、多様な媒体、機会を通じて広報・啓発活動に努めます。また、あらゆる分野で男女平等や男女共同参画の意義について理解を深められるよう、子育て中の男女、子ども、若者、地域活動団体役員・構成員、企業・事業者等、それぞれの対象に適した効果的な広報・啓発活動を展開します。
- 男女共同参画は男性にとっても生きがいのある社会をめざす上で重要な課題です。男性の立場や視点から男女共同参画の意義や取組に対する理解を深められるよう、男性を対象とする広報・啓発活動に取り組みます。
- 男女平等・男女共同参画の視点を持った施策展開ができるよう、市職員・教職員に対し、男女共同参画社会を実現する意義について認識を深めるための、継続的で多様な啓発活動や研修を実施します。
- 男女共同参画施策を推進していくためには、男女の置かれている状況を客観的に把握することが重要であるため、可能な限り男女別のデータの収集・公開を進めます。

施策の方向① 男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進

	施策名	施策の内容	担当部局
1	多様な媒体や機会を通じた情報発信・啓発	多様な媒体を活用して広報・啓発するとともに、さまざまなセミナー等の機会を活用して、男女平等・男女共同参画の必要性について理解するための情報発信を充実します。	人権・文化国際課
2		市の広報活動において遵守すべきガイドラインに沿って、男女共同参画の視点に立った表現を徹底します。	広報広聴課
3		男女共同参画について効果的に啓発できるよう、社会を取り巻く環境や課題の変化に合わせた啓発事業を実施し、学びや人とのつながりをおして、多様な市民をエンパワメントできるように支援します。	人権・文化国際課
4	市職員・教職員に対する情報発信・啓発	市職員及び教職員が男女平等や男女共同参画意識の向上を図れるよう、研修や啓発活動を継続して実施します。	人事課
5		一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できるよう、教職員の男女共同参画意識向上をめざして、人権教育研修や情報提供・発信を推進します。	学校教育推進課

施策の方向② 調査・統計における男女別情報の充実

	施策名	施策の内容	担当部局
6	男女共同参画に関する各種調査などの情報収集	男女共同参画の実情やニーズを的確に把握し、施策に反映させるため、国や府の新しい取組や各種意識調査の情報を収集し、市民に提供します。	全部局
7	男女別情報（ジェンダー統計*）の充実	男女間格差の実態を客観的に把握するために、庁内で実施される各種意識調査の結果や統計データ等において男女別のデータ収集に努め、公表します。	全部局

* ジェンダー統計：生活のあらゆる分野の女性と男性の状況における差異及び不平等を適切に反映している統計のこと。

重点施策2 生涯にわたる男女平等教育の充実

【保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校などで】

- 本市では、2024年度（令和6年度）より施行した「第2次池田市教育振興基本計画」において、『教育のまち池田』が描く「ウェルビーイング」をコンセプトとして掲げています。本計画では、「学ぶ喜び」を中核とし、子どもたちはもちろん、教職員も含めた学校園全体で幸せや豊かさを共創していくことを大切にしています。そして、学校園において創造された幸福感が、家庭や地域、社会に広がることで、将来にわたり世代を超えて豊かさが循環していく池田の未来像を描き、学校教育と社会教育の協働によるさまざまな取組を進めているところです。人権尊重や男女平等の意識のもとでジェンダー（社会的・文化的な性差）に捉われない、「生きる力」を育むとともに、将来、社会人・職業人として自立し自己実現できるよう、キャリア教育*を推進していきます。

【社会教育の場で】

- これまで月曜から金曜の日中に開催する講座が多く、平日に仕事をしている人が参加できない等、誰もが参加しやすい学習の場の提供が課題となっていました。このことを考慮し、自己の人格を磨き、豊かな人生を送りたいと望むすべての市民が学び、その成果を適切に生かすことのできるような学習の場を提供していきます。
- ダイバーシティセンターにおいて啓発事業を実施しています。今後も男女共同参画推進の拠点として、交流、情報収集・提供の機能を充実していきます。

施策の方向① 保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校における男女平等教育の充実

	施策名	施策の内容	担当部局
8	教職員の学習機会の充実	園内外の研修での学びを継続し、保育のスキルアップを図ります。さらに、人権問題担当者研修や所園内での人権研修を通して、人権的な視点から物事を見たり、感じたりする中で職員自身の人権を大切にする感覚をみがいていきます。	幼児保育課
9		人権尊重や、男女平等の視点を大切にしなが保育を進めます。また、ドキュメンテーションやおたよりによる保護者との保育の様子共有や、平和やあらゆる人に対する人権の尊重に関する絵本鑑賞会を通じて啓発を行います。	幼児保育課
10		思い込みや偏見によって無自覚に相手を傷つけることがないよう、教職員が差別への敏感な視点をもつとともに、全学校園で年間計画に沿った人権教育を行い、男女平等教育の推進を図ります。	学校教育推進課

* キャリア教育：進学や就職に焦点を絞らず、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力や勤労観、職業観を育み、社会人・職業人として自立していくために必要な能力や態度を身につけること。

	施策名	施策の内容	担当部局
11	性別にとらわれないキャリア教育の推進	人との信頼関係を基盤として、自己肯定感を育み、主体的に生活や遊びを進められるよう支援をしていきます。	幼児保育課
12		集団の中で幼児が自己を発揮し、自信をもって行動できるように、人とかかわる楽しさや、人の役に立つ喜びを味わうことができる体験活動を推進します。	学校教育推進課
13		総合的な学習の時間等でのキャリア教育をはじめとする全教育活動を通して、性別にとらわれず、自分の役割や社会との関係性について学び、自分らしく生きていく力を育みます。	学校教育推進課
14		職場体験等のキャリア教育をはじめとする全教育活動を通して、生徒の社会的・職業的自立に向けて、性別にとらわれない勤労観・職業観を育みます。	学校教育推進課

施策の方向② 多様な選択を可能にする社会教育の推進

	施策名	施策の内容	担当部局
15	誰もが参加しやすい環境づくりの推進	若年層や成人男性、育児期の男女等に向けて保育付きや曜日、時間帯等を考慮した講座等の開催の充実を図ります。	全部局
16	社会教育関係者への研修の充実	市主催人権講演会等への参加を通じて、社会教育関係者の課題意識のアップデートを図れるよう努めます。	社会教育課
17	男女共同参画に関する学習機会の充実	男女共同参画について効果的に啓発できるよう、社会を取り巻く環境や課題の変化に合わせた啓発事業を実施し、学びや人とのつながりを通して、多様な市民をエンパワメントできるように支援します。[再掲]	人権・文化国際課
18	情報教育の推進	デジタル技術を最大限効果的に活用した個別最適な学びと協働的な学びを一体的に進めるため、授業デザインの研究と教職員研修の充実を図ります。また、プログラミング教育、情報モラル教育を一層推進します。	教育センター

重点施策3 男女の生涯にわたる健康の保持・増進

- 計画の指標である「乳がん」「子宮がん」の各検診受診率は、2023年度（令和5年度）でそれぞれ13.8%、17.3%となっており、第2次計画策定時の2016年度（平成28年度）に比べ受診率が向上していますが、引き続き受診率の向上につながるよう、積極的な受診勧奨に取り組みます。また、がんや検診についての正しい知識や情報の発信に努めます。
- 人生100年時代を迎え、男女がいつまでも自分らしくいきいきと生活できる社会をめざし、市民一人ひとりの健康に対する自己管理意識を高めていくことが大切です。また、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等のライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組めるよう、健康に関する正しい知識の啓発や、イベントや事業等の情報提供、健康診断等の充実を図ります。
- 性差により疾病の発生率が異なることや、同じ疾患でも治療方針や薬の効き方等が異なるケースがあることから、性差に応じた心身の健康づくりや生活習慣病の予防施策に努めます。
- 男女ともにこころやからだの不調について、いつでも安心して相談ができるよう相談体制を整えていくことが重要です。特に、男性は固定的な性別役割分担意識によって悩みや不安の相談に抵抗を感じる人もおり生きづらさを抱え込む傾向があるため、男性が相談しやすい環境づくりに取り組みます。

施策の方向① 生涯にわたる健康づくりの支援

	施策名	施策の内容	担当部局
19	主体的な健康づくりの意識の醸成	健康づくりに主体的に取り組む市民を支援します。	健康増進課 保険医療課 国保・年金課 地域支援課 介護保険課
20		女性の「自分らしい生き方」を応援し女性の自己選択を支援するために、加齢等による妊娠機能の低下を懸念する場合に行う未受精卵子凍結に関する費用の一部を助成します。	子ども未来課
21		フェムケアについて、市民が学べる機会の提供に努めます。	人権・文化国際課
22	性差に応じた健康づくりの充実	性差による健康課題を踏まえ、健康づくりに主体的に取り組めるよう、健康に関する情報提供に努めます。また、年齢に応じた健康診査や検診の受診による、疾病の予防や早期発見を促進します。	健康増進課
23		乳幼児期の健全なこころとからだをつくるため給食及び運動遊びの充実に努めます。	幼児保育課

	施策名	施策の内容	担当部局
24	性差に応じた健康づくりの充実	男女それぞれの健康課題を踏まえた保健事業の充実を図ります。特に女性については、女性ホルモンが劇的に変化するという特性を踏まえ、ライフステージごとの健康課題の解決が図れるよう、保健事業の充実に取り組みます。	健康増進課
25	健康問題に関する情報提供の充実	市ホームページ等も活用し、市民が健康を害する要因について対する正しい知識を得るための情報提供に努めます。	健康増進課 子ども未来課

施策の方向② 思春期教育の推進

	施策名	施策の内容	担当部局
26	学校等における性教育の充実	子どもたちが性についての正しい知識を身につけられるよう、発達段階に応じた性教育を段階的に進めていくため、教職員研修と性教育指導資料の充実を図ります。	学校教育推進課
27		一人ひとりの子どもと丁寧にかかわり、子どもたちが大切にされる経験を積み重ね、自分自身を大切にできるよう家庭と連携しながら教育・保育を行います。	幼児保育課
28	思春期相談の充実	集団への不適応、発達特性、思春期における性に対する悩み、身体上の悩み等、年々多様化する相談内容に応じて相談員を増やし対応します。さらに経験の浅い相談員対象の研修の実施や連携体制の構築を推進し、児童生徒や保護者からの信頼関係を深めていけるよう努めます。	教育センター

基本課題Ⅱ 男女が協力して取り組む地域・まちづくりの推進

女性活躍推進計画

本市が持続可能な発展の道を確保するためには、画一化・均質化よりは、多様化・個性化を重視する新たな価値を創造し、誰もが自分らしくいきいきと生きられる社会を築いていく必要があります。そのためには、性別にかかわらず、個人がその個性や能力を十分に発揮できるよう、あらゆる分野において人権尊重や男女平等の意識や気運をつくっていくことが重要です。

女性が活躍する社会の実現をめざして2015年（平成27年）に女性活躍推進法が施行され、本市でも、経済分野や地域活動・市民活動などで多くの女性が活躍しています。一方、政策・方針決定過程への女性の参画が十分に進んでいるとは言い難い現実もあり、本市の男女共同参画を進めていく上で大きな課題となっています。

例えば、本市における審議会等附属機関の委員への女性の参画割合は、2023年（令和5年）時点で27.7%となっており、第2次計画改訂版策定時の2016年（平成28年）に比べてわずかに改善がみられますが、目標数値の40%を達成できていません（図表6）。また、女性委員が0の審議会も2023年（令和5年）時点で71機関中14機関となっています。

また、本市の女性職員の比率は52.1%ですが、市職員における女性管理職（全職種、課長相当職以上）の割合は19.2%と少なくなっています。市の一般行政職における女性管理職（課長相当職以上）の割合は8.6%となっており、2016年（平成28年）以降、最も低くなっています（図表7）。

同様に、地域活動における女性の参画割合をみると、民生委員・児童委員*では66.9%、地域コミュニティ推進協議会会長は18.2%、自主防災組織会長は6.8%、農業委員6.3%となっています。民生委員・児童委員は女性の占める割合が多いものの、それ以外の活動は男性の占める割合が多く、活動によって男女の参画割合に偏りがみられます（図表8）。

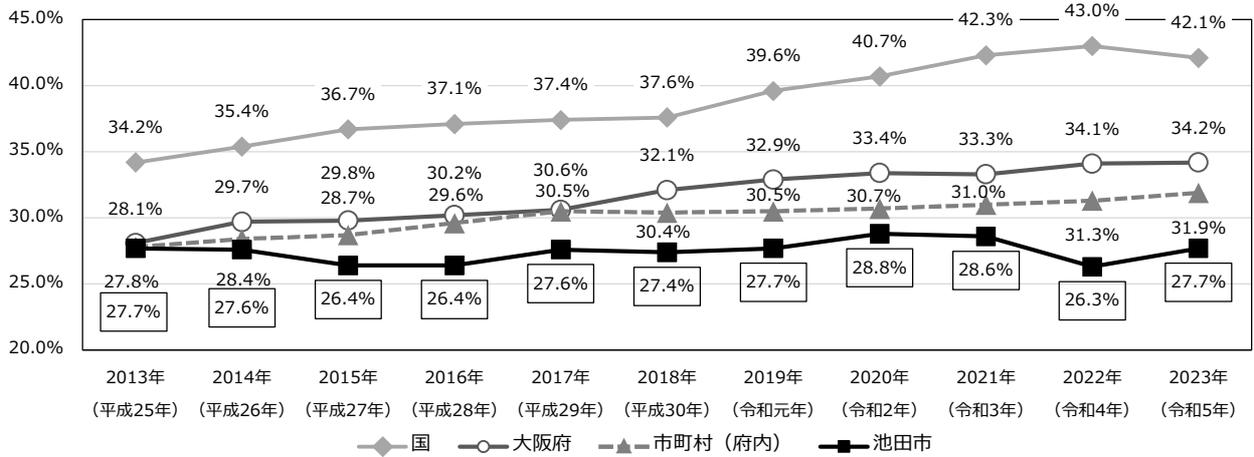
女性のさまざまな分野への参画拡大は、男女間の実質的な機会の平等を図り、社会の多様性と活力を高める観点から極めて重要です。また、複雑化・多様化・複合化する課題が生じている現代社会では、あらゆる分野において男女共同参画を実現し、幅広い視点を持って各主体が包括的に協力する体制を築いていく必要があります。そのため、性別にとらわれず、多様な人材が政策・方針決定過程の場に参画できるよう、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)*やダイバーシティを推進していくことが重要です。

また、これまで地域活動は、昼間地域に多くの女性や定年後の男性によって担われてきましたが、人口減少や高齢化により、担い手の確保が課題となっています。さらに、子育てや介護、ひとり親家庭、さまざまな困難な状況にある人等、地域の包括的なサポートを必要とする人への支援や、防災・防犯の取組等、地域の多種多様なニーズに対応していくために、多様な立場の人が参画し協力する相互扶助の仕組みづくりが求められています。

* 民生委員・児童委員：民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う。

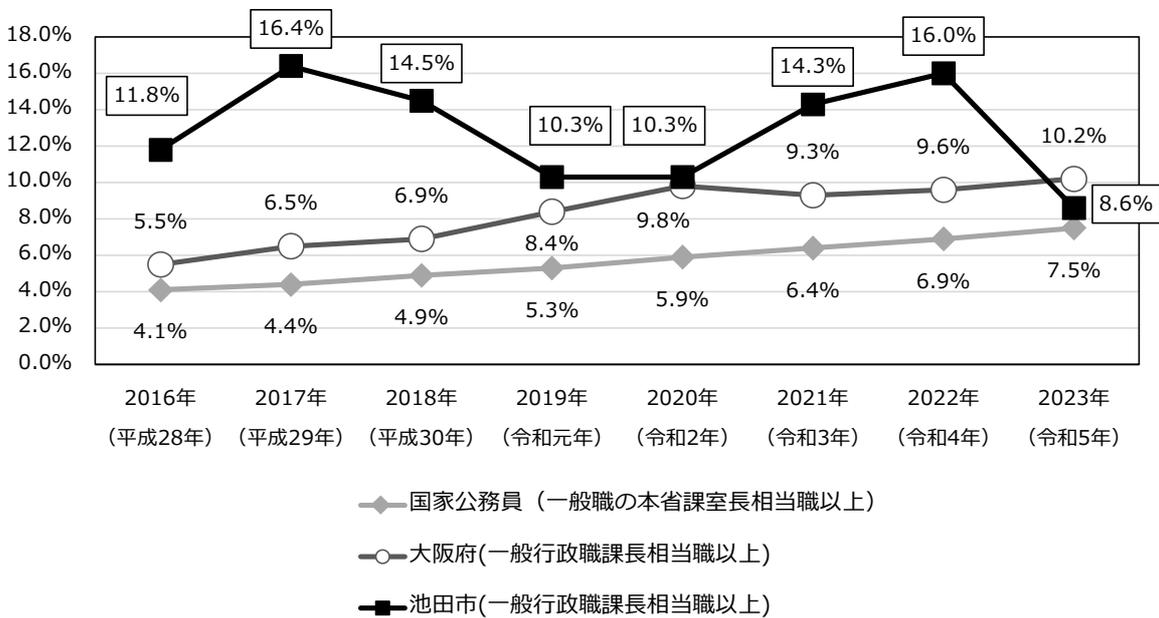
* 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）（Positive Action）：過去における社会的・構造的な差別によって、現在不利益をこうむっている人々に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な措置のこと。例えば女性のまったくない審議会にそれにふさわしい能力のある女性を登用すること等を指す。

図表6 審議会等附属機関の委員における女性委員の比率の推移
(国、大阪府、市町村(府内)、池田市)



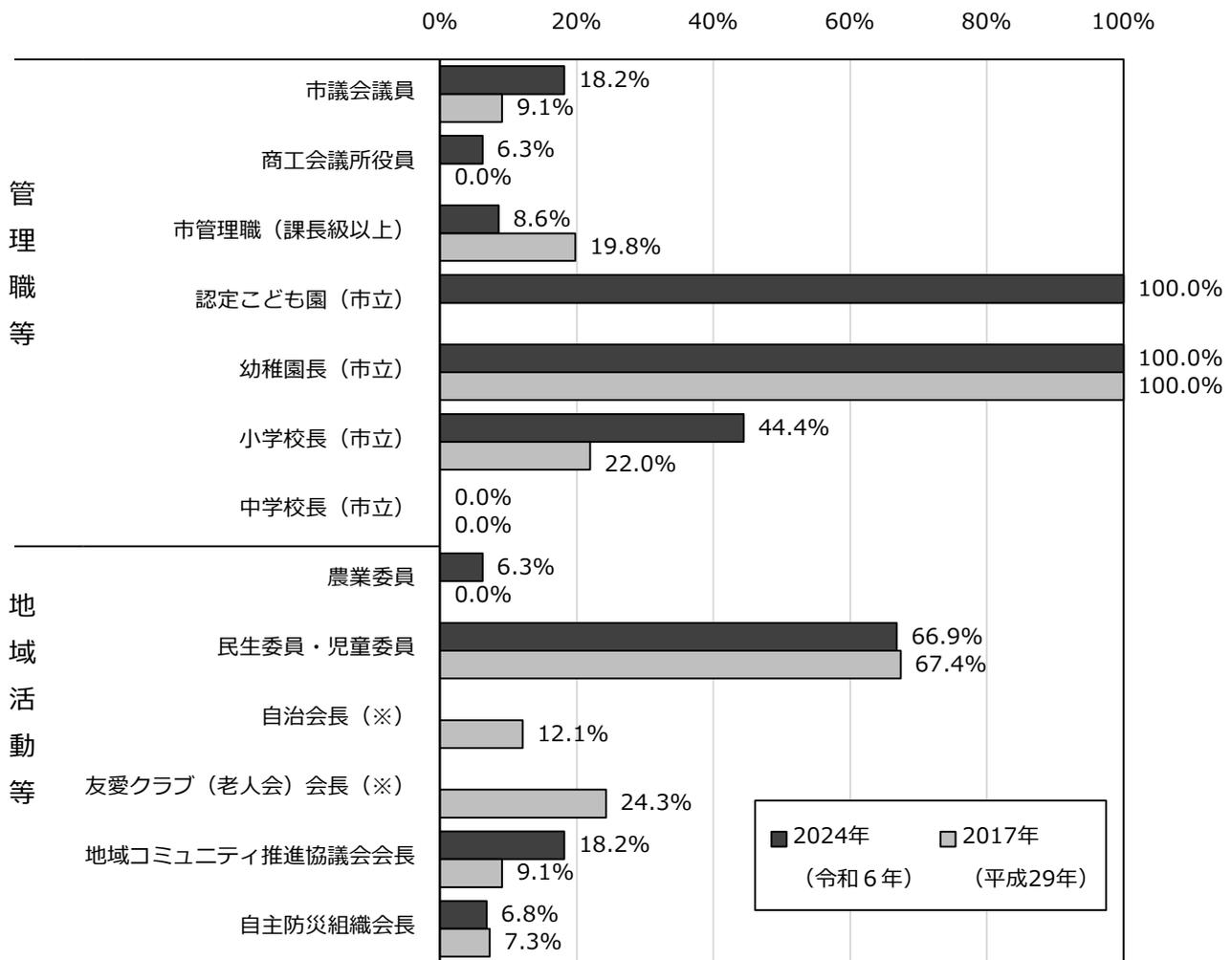
資料：国は、内閣府男女共同参画局「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」、大阪府と市町村(府内)は、大阪府「大阪府の男女共同参画の現状と施策」、池田市は、内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

図表7 公務員管理監督職における女性職員の比率の推移
(国、大阪府、池田市)



資料：国家公務員は、内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」、大阪府、池田市は、内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

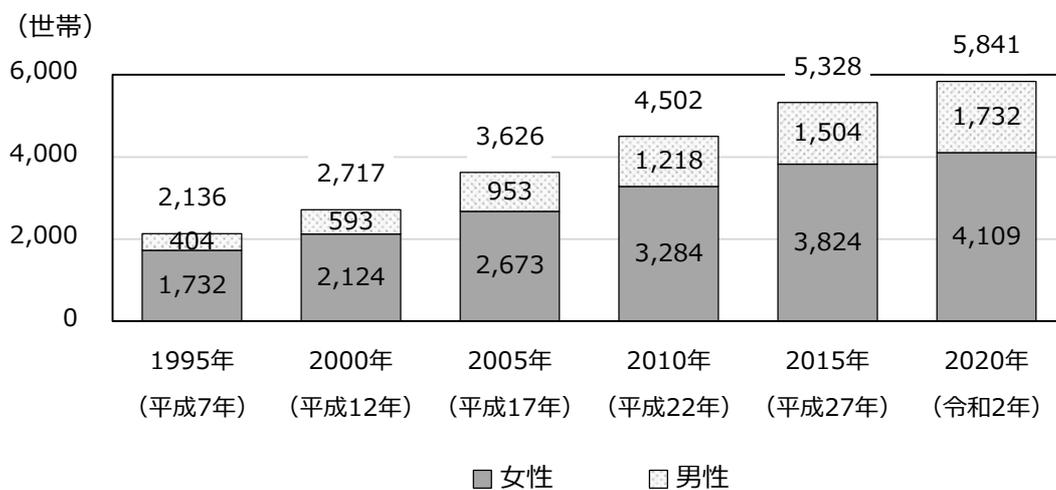
図表8 各分野の管理職等並びに地域活動等で女性が占める割合
(池田市)



※ 自治会長、友愛クラブ (老人会) 会長は任意団体のため男女比を把握していません。

資料：池田市人権・文化国際課調べ

図表9 性別でみた65歳以上の単独世帯数の推移 (池田市)



資料：総務省「国勢調査」

■計画推進の指標

指標名	現状値 (2023年度 (令和5年度))	目標値 (2024年度 (令和16年度))
女性のいない審議会等を0にする	71 機関中 14 機関	0 機関
審議会等への女性の参画率	27.7%	40%
市職員のうち女性管理職の割合	課長級 24.5% 次長級・部長級 10.4%	課長級 30% 次長級・部長級 14%
「地域活動の場」の男女の平等感「平等である」と回答した人の割合	29.4%	50%

重点施策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 市が率先して女性の参画を積極的に推進する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に取り組むとともに、企業・事業者や地域へも積極的に働きかけを行っていきます。
- より一層多くの女性が政策・方針決定の場に参画できるよう、さまざまな分野で活躍している女性リーダーの登用を促すとともに、女性が自らの能力をさらに高め、さまざまな分野にチャレンジしていけるよう支援していきます。

施策の方向① 行政委員・審議会委員等への男女共同参画の促進

	施策名	施策の内容	担当部局
29	審議会等への女性委員の積極的登用	政策・方針決定過程に男女の意見が同等に反映されるよう、男女のどちらか一方の割合が40%を下回らないように、審議会等委員への女性の積極的な登用に努めます。	全部局
30		政策・方針決定過程に男女の意見が同等に反映されるよう、男女のどちらか一方の割合が40%を下回らないように、審議会等委員への女性の積極的な登用促進策を進めます。	人権・文化国際課
31	女性委員のいない審議会などの解消	女性委員のいない審議会等をなくすよう努めます。	全部局 人権・文化国際課

施策の方向② 市政や教育にかかわる政策・方針決定過程への女性の参画拡大

	施策名	施策の内容	担当部局
32	女性職員・教職員の職域拡大	性別にかかわらず、優秀な人材の確保と適材適所な人員配置に努めます。	人事課
33		女性教職員を確保するために、出産育児等の休暇制度や時間外労働時間の削減等を広く周知し、男女ともに働きやすい職場環境づくりを推進します。また、女性教職員が特定の職務に偏ることなく、多様な仕事を経験しながら能力を向上できるように職域拡大や積極的な登用を推進します。	教職員課
34	女性職員・教職員の管理職への登用の促進	能力のある職員の管理職登用を進めるために、働き方の見直し等の職場環境の整備を行います。	人事課
35		女性管理職への登用を進めるために、男女の意識啓発や働き方の見直しを行います。また、将来管理職として活躍できるよう、指導教諭や首席等の役職への任用について女性職員・教職員への声掛けにも努めます。	教職員課

施策の方向③ 女性のエンパワメントとネットワーク支援

	施策名	施策の内容	担当部局
36	女性リーダーの発掘・育成	審議会等への女性の登用を図るとともに、地域活動や就労の場等で活躍する女性リーダーを育成します。	人権・文化国際課
37	女性のチャレンジに関する情報収集と提供の充実	石橋図書館と連携し、ジェンダー平等やダイバーシティ推進のための図書の充実を図り、市民が本を通して学ぶ機会を提供します。	人権・文化国際課
38	女性の活動グループの育成	ジェンダー平等やダイバーシティ社会の実現に向けて活動するグループによる、ダイバーシティセンター会議室の利用について、使用料を減免します。	人権・文化国際課

重点施策2 男女が協働で行う地域活動の促進

- 本市は、これまでの地域活動とともに、10小学校区に「地域コミュニティ推進協議会」を設置し、住民と行政が協力しながら住民主体のまちづくりを推進しています。こうした組織では、実際の活動は主に女性が担っている場合が多いにもかかわらず、会長等の役職の多くは男性が占める傾向にあり、男女共同参画の視点からみて課題といえます。そのため、男女双方の視点や意見が反映されるよう、女性の方針や意思決定の過程への参画を促進します。また、性別や年齢等により役割を固定することなく、男女ともに誰もが参加しやすい活動となるよう支援していきます。
- 自分の地域は自分たちで守るという意識が根づきつつある中、自主防災組織の活動に参加・参画する女性は多いものの、自主防災組織の会長の女性割合は6.8%と少なくなっています。災害・復興時には、女性の安全が脅かされたり、家庭的責任が女性に集中したりしやすいことから、復興活動や避難所運営等に女性の意見が反映されるよう、より一層地域での防災・災害復興などへの女性の参画を推進していきます。

施策の方向① 男女共同参画で行う地域活動・社会活動の促進

	施策名	施策の内容	担当部局
39	男女平等の視点を育む「教育コミュニティ」の推進	男女共同参画による「教育コミュニティ」づくりを推進し、子どもたちの男女平等・男女共同参画意識を醸成します。	地域教育課
40	地域活動や社会活動における男女共同参画の促進のための情報提供や学習機会の提供	自治会や地域コミュニティ推進協議会、自主防災組織等の地域活動における男女共同参画の先行事例の紹介や学習機会の充実を図り、男女が対等なパートナーとして共に活躍できるような環境づくりに努めます。	全部局

施策の方向② 防災・災害復興対策における男女共同参画の推進

	施策名	施策の内容	担当部局
41	自主防災組織への女性の参画促進	自主防災組織における意思決定過程への女性の参画を促進します。	危機管理課
42	男女の防災力アップへの支援	緊急時における固定的な性別役割分担意識の改善を図るため、平時から男女が協力した地域活動及び防災訓練等を推進します。	危機管理課

基本課題Ⅲ 就労の場の男女平等と仕事と生活の調和の実現

女性活躍推進計画

本市では、人口の減少と高齢化率の上昇が進む中、持続可能な活力ある社会の形成が課題となっており、価値観やライフスタイルが多様化する現代社会において、男女ともに希望に応じた働き方を選択できる就労環境の整備が求められています。また、子育てや介護を担う男女がともに育児・介護休業制度等を十分に活用しながら、仕事と生活の両立を実現できるよう支援体制を整えていくことが不可欠となっています。

本市の女性の年齢階級別労働力率をみると、30歳代で労働力率が下がり、40歳代にかけて上がるといふ、いわゆるM字型曲線を描いており、大阪府全域、全国よりも低くなっています(図表10)。一方、就業者に占める女性の割合は増加傾向にあり、2020年(令和2年)の国勢調査では45.3%となっています(図表11)。また、共働き世帯の数が「夫が就業者、妻が非就業者の世帯」の数を上回る傾向が続いており、就労を希望する女性が働きやすい環境づくりが必要となっています。(図表12)。

国は、2007年(平成19年)12月に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を、めざすべき社会の姿として掲げています。

また、2016年(平成28年)4月に「女性活躍推進法」が施行され、女性が職業生活において、個性と能力を十分発揮して活躍できる環境を整備し、職場における女性の活躍を推進することを雇用主である事業所に義務づけました。この法律では、企業が自社の女性活躍に関する状況把握と課題分析を行い、それを踏まえて策定する一般事業主行動計画の策定と届出を常時雇用する労働者が301人以上の企業に義務づけていましたが、2022年(令和4年)の改正により、同年4月1日より101人以上300人以下の企業にも義務づけました。また、同改正では、常時雇用する労働者が301人以上の事業主に対し、男女の賃金の差異について公表を義務づけています。

本市では、「特定事業主行動計画」(2021年度(令和3年度)～2025年度(令和7年度))を策定するとともに「池田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を作成し、商業の振興、就労・起業支援等により「しごと」づくりや、子育て世代の支援を充実することで若い世代の移住・定住を促進するための取組を進めています。

職場での男女格差是正、女性の管理職登用、働き方の見直しを進めると同時に、男女がともに希望する働き方ができ、どのような働き方を選んでも格差が生まれにくいような就労の場の環境整備を進め、社会全体で女性の経済的自立を可能にすることの重要性について認識を高めていく必要があります。

また、仕事と子育てや介護を両立するための社会的サービスを充実し、男性自身が仕事と生活

* ワーク・ライフ・バランス (Work-Life Balance) : 「仕事と生活の調和」と訳され、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、さまざまな活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいう。

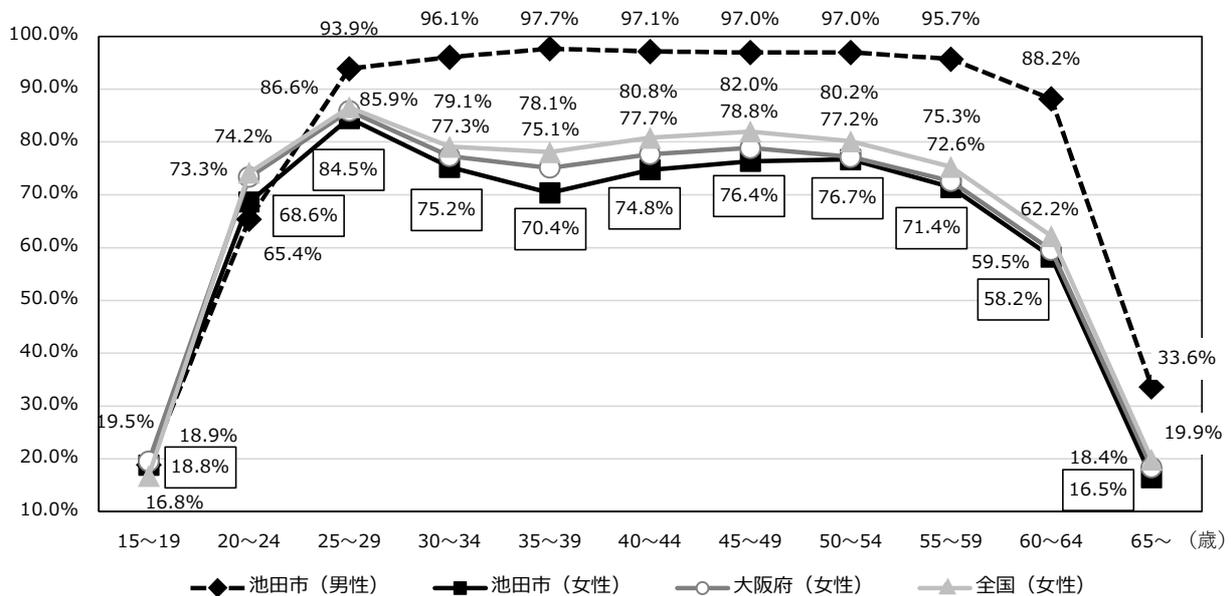
の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性を認識した上で、家事や育児・介護や地域活動などに積極的ににかかわることができる総合的な支援の実施が求められています。

■計画推進の指標

指標名	現状値 (2023年度 (令和5年度))	目標値 (2024年度 (令和16年度))
「ワーク・ライフ・バランス」の言葉の認知	54.3%	70%
生活のなかで大切にしたいことが実現できている人の割合(※)	43.0%	増加させる
市男性職員の育児休業取得者率 ・1月以上取得した男性職員 ・3月以上取得した男性職員	33.3% 50% 33.3%	40%以上 60% 40%
市男性職員の出産補助休暇又は育児参加休暇の取得率	88.9%	100%
父親向けの子育て支援事業の実施回数・参加者数	77回 425人	増加させる

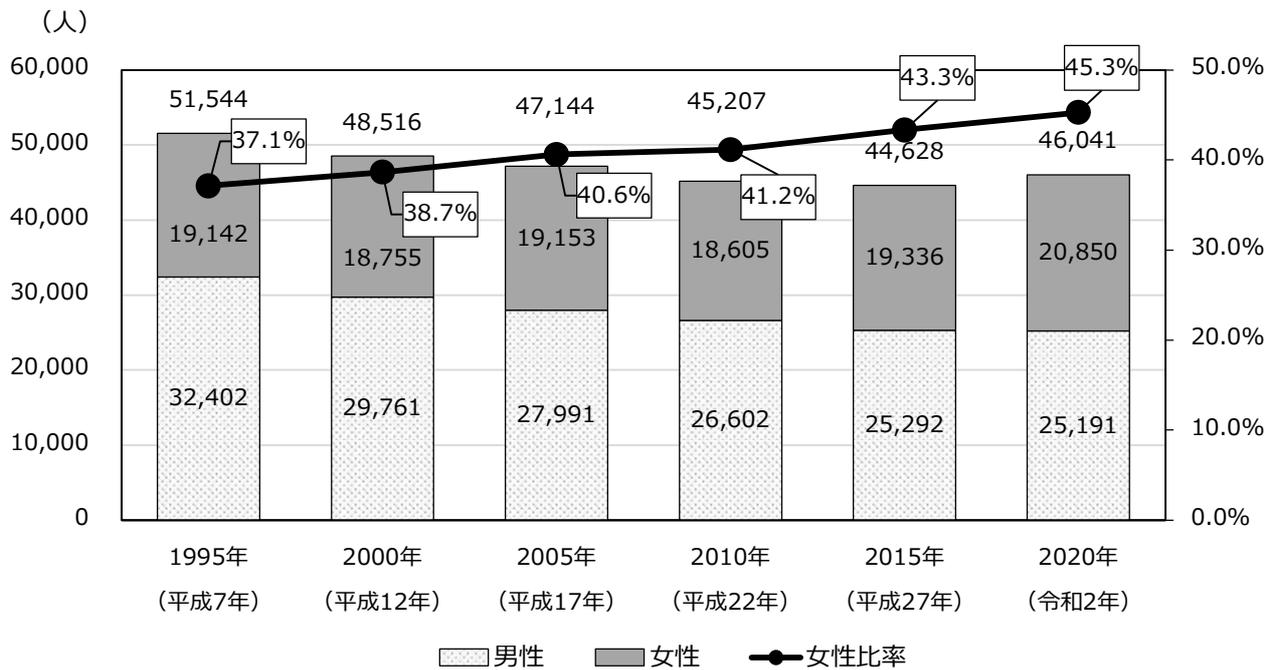
※ ワーク・ライフ・バランスを実践できている人の割合を測る指標とする。市民意識調査結果より、希望×現実のクロス集計で算出。

図表10 性別・年齢階級別労働力率
(全国(女性)、大阪府(女性)、池田市)



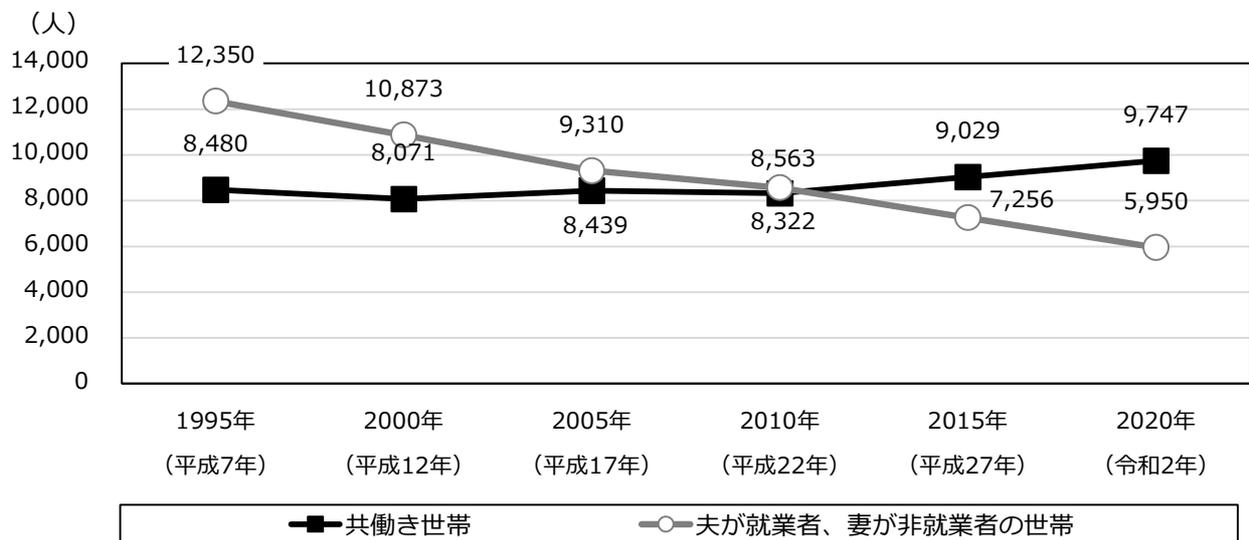
資料：総務省「国勢調査」(令和2年)

図表 11 就業者に占める女性割合の推移
(池田市)



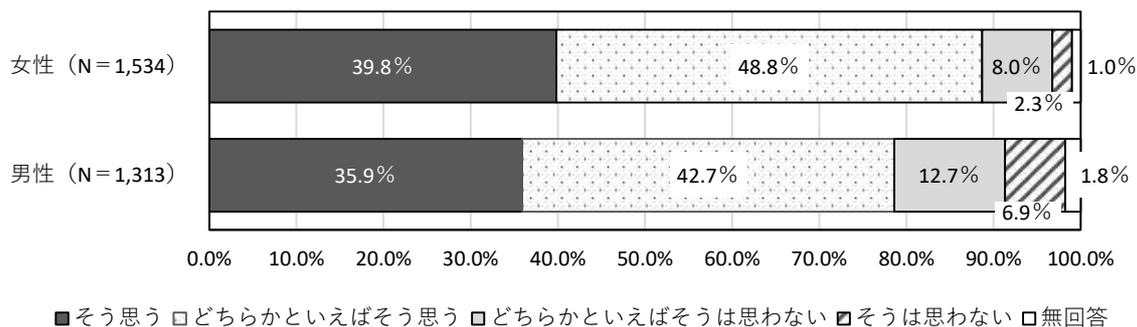
資料：総務省「国勢調査」

図表 12 共働き世帯の推移
(池田市)



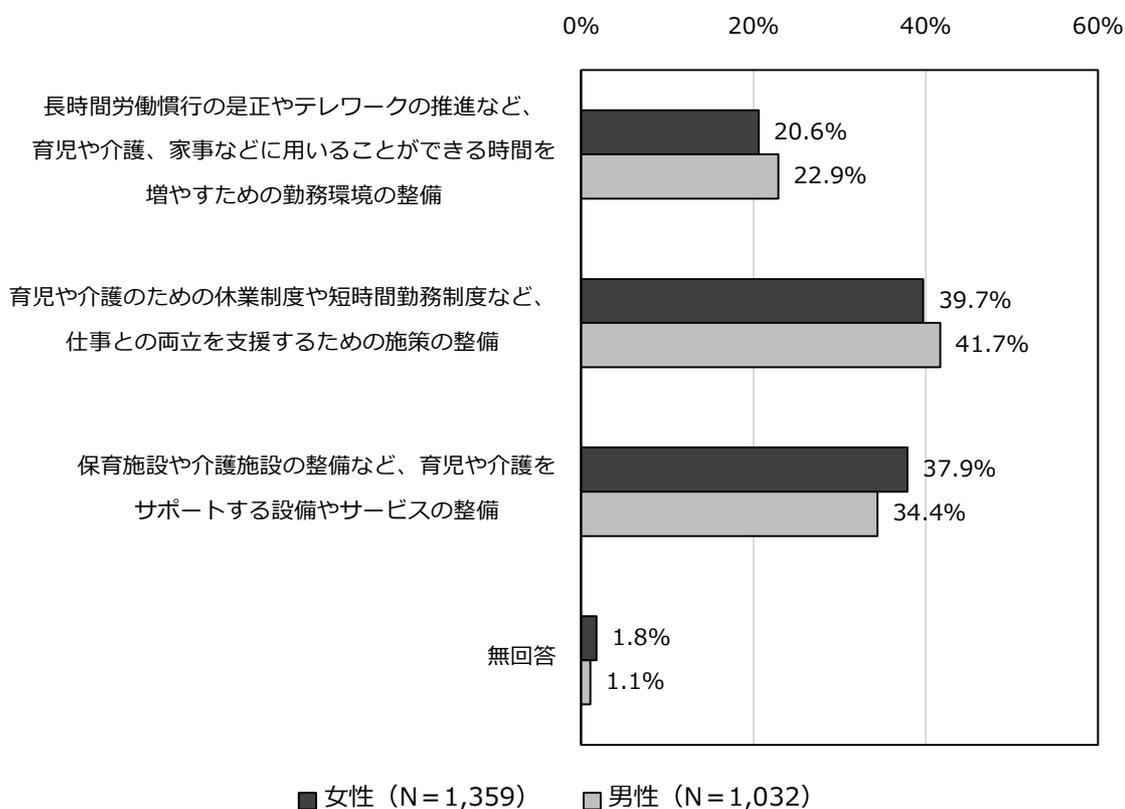
資料：総務省「国勢調査」

図表 13 育児などに女性が費やす時間と職業面での女性活躍との関係に対する意識
「育児や介護、家事などに女性の方がより多くの時間を費やしていることが、
職業生活における女性の活躍が進まない要因の一つだと思うか」



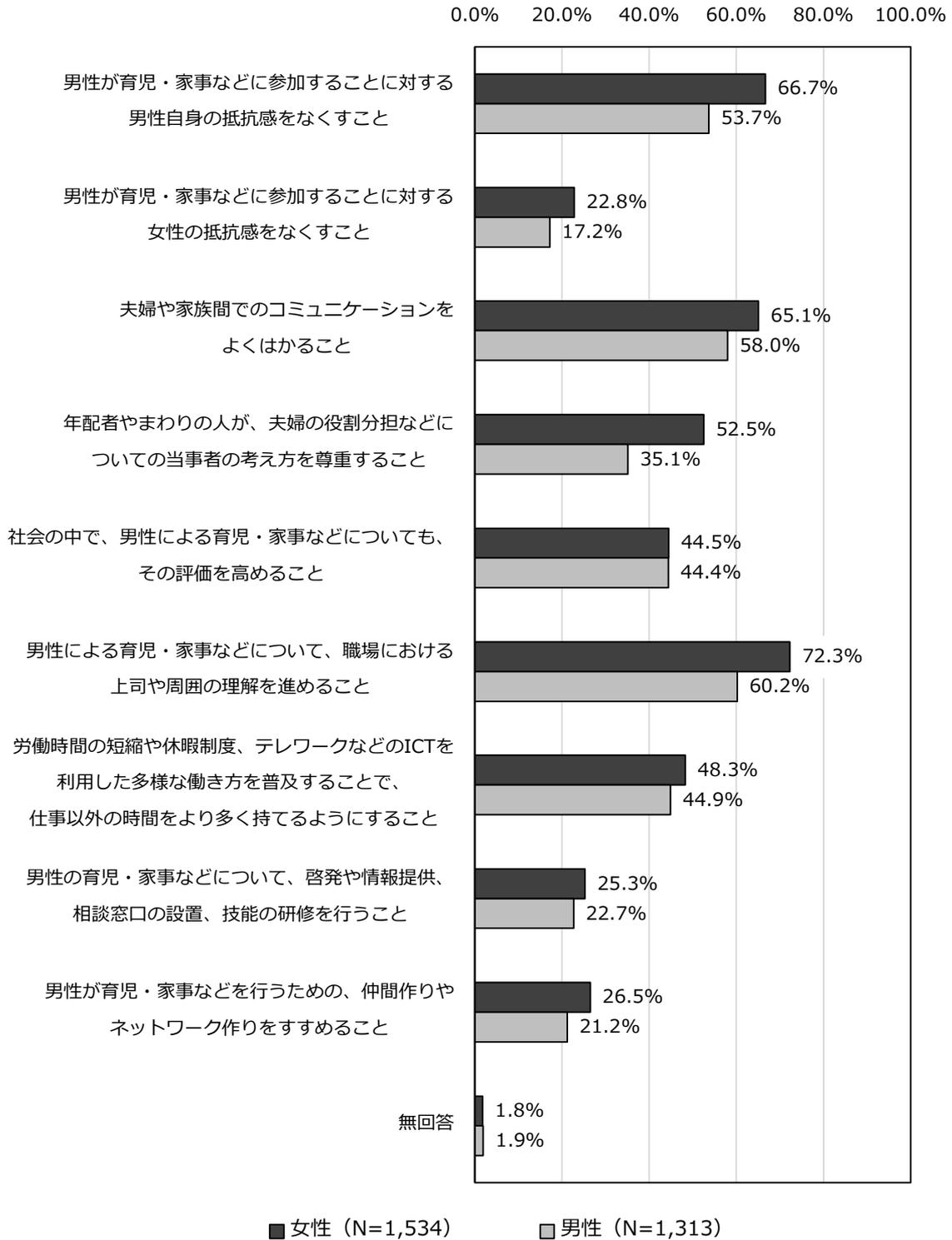
資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和4年）

図表 14 育児などに費やす時間の男女差を踏まえ、職業面での女性活躍推進に必要な支援



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和4年）

図表 15 男性の家事、子育て、介護などへの積極的な参加を促進していくための方策



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和4年）

重点施策1 就労の場における男女平等の促進

- 就労の場における男女平等を実現し女性の能力発揮と活躍促進を支援する観点から、企業・事業者「女性活躍推進法」や「男女雇用機会均等法」等関係法令の周知を図ります。
- 男女間の賃金格差の解消や、さまざまなハラスメント、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取り扱いの防止、非正規雇用者の処遇改善等、男女の均等な機会及び待遇の確保に向けた環境整備の重要性について啓発をしていきます。
- 「池田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、農業や商工業等の自営業に従事する女性や、起業をめざす女性に対して支援をしていきます。

施策の方向① 就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進

	施策名	施策の内容	担当部局
43	「男女雇用機会均等法」等の法制度の周知徹底と労働相談の充実	労働関係法令の趣旨を周知させ、雇用の分野で男女平等を確保するため、企業・事業者及び労働者への広報・啓発や、学習機会の充実を図ると同時に、「しごと相談・支援センター」で労働相談を実施し、職場のトラブル解決に向けた支援を行います。	商工振興課
44	雇用の場での女性の活躍推進と男女が共に働き続けやすい職場環境づくりのための啓発・広報	女性の積極的登用や職域拡大、男女が働き続けやすい職場づくりに取り組む必要性やそのメリットについて啓発します。	商工振興課
45	働く男女の健康管理対策の推進	企業・事業者に対して、メンタルヘルスの確保及び女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備するよう働きかけます。	商工振興課

施策の方向② 農業、自営業等に従事する女性の就業環境の整備

	施策名	施策の内容	担当部局
46	女性の起業支援	池田商工会議所や「いけだピアまるセンター」管理運営委託事業者と協力しながら、企業育成室の利用促進を図り、セミナー等を実施することで入居者を支援していきます。	商工振興課
47	農業に従事する女性の支援	農業に従事する女性の労働実態の把握に努めるとともに、活動への支援をしていきます。	みどり農政課

重点施策2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための支援

- 企業・事業者や男女労働者に対して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現は、一人ひとりの生活にゆとりと豊かさをもたらすばかりでなく、企業にとっても、業務の効率化や従業員の定着、有能な人材の確保、企業イメージの向上等につながることを啓発します。
- 家事・育児・介護への男性の参画を促すため、男性を対象とする多様な学習機会を提供します。
- 子育てや介護を担う男女労働者が安心して就労を継続できるよう、多様なニーズに応える福祉サービスや、両立支援の充実に取り組みます。また、育児や介護を担う男女のネットワークづくりを支援し、孤立することのないまちづくりを推進します。

施策の方向① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知促進

	施策名	施策の内容	担当部局
48	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識啓発の推進	「池田市特定事業主行動計画」に沿って、職員のワーク・ライフ・バランスを推進します。	人事課
49		女性の「自分らしい生き方」を応援し女性の自己選択を支援するために、加齢等による妊娠機能の低下を懸念する場合に行う未受精卵子凍結に関する費用の一部を助成します。[再掲]	子ども未来課
50	企業・事業者への働きかけ	企業・事業者や労働者に対して、働き方の見直しや仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組が推進できるよう、情報提供を図ります。	商工振興課

施策の方向② 男性の家庭生活や地域活動への参画の促進

	施策名	施策の内容	担当部局
51	男性向けの情報提供や啓発活動の推進	男女共同参画について理解を促進するため、男性向けの情報提供や啓発活動を推進します。	人権・文化国際課
52	男性向けの家事、育児、介護など生活能力を高めるための講座等の開催	父親やひとり親で就労している保護者が参加できるようつどいの広場やイベントを企画し、育児に関する学習機会を提供します。	子育て支援課
53		男性向けの家事、育児、介護等の生活能力を高めるための学習機会を提供します。	地域教育課 中央公民館 人権・文化国際課

	施策名	施策の内容	担当部局
54	男性のネットワーク支援	石橋図書館と連携し、ジェンダー平等やダイバーシティ推進のための図書の充実を図り、市民が本を通して学ぶ機会を提供します。 [再掲]	人権・文化国際課
55		参加しやすい場づくりを行うことで、多数の父親が学び、交流が図れるよう支援します。	人権・文化国際課
56		市民活動交流センターを中心に、男性の社会活動への参画を促すための啓発・情報提供を通じた支援を行います。	コミュニティ推進課
57		父親だけでなく、ひとり親で就労している保護者も参加できるようなつどいの広場やイベントを企画し、育児不安の解消や仲間づくりの場を提供することで、ネットワークづくりを支援します。	子育て支援課
58		若者、子育て中の父親、定年年齢前後の男性、介護を担う男性等のネットワークづくりを支援します。	地域教育課

施策の方向③ 仕事との両立を支える子育て・介護サービスの拡充

	施策名	施策の内容	担当部局
59	育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備	企業・事業者に対して、両立を支える各種制度が利用しやすい職場環境の整備や育児・介護休業後の職場復帰支援を推進するため情報提供を図ります。	商工振興課
60		幼児期の教育・保育事業をはじめ、留守家庭児童会等、各種施設・サービスの充実と利用促進を図ります。	幼児保育課 地域教育課

基本課題Ⅳ 人権尊重と、誰もが安全に安心して暮らせる社会の実現

DV 防止基本計画

困難女性支援基本計画

セクシュアル・ハラスメント*、売買春、ストーカー行為、人身取引、痴漢等の性犯罪、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス*）（以下「DV」という。）、児童虐待、高齢者虐待等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。こうした暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識を前提にした男女の不平等な関係、女性に対する差別意識等、力の弱いものが力の強いものから虐げられるという社会の構造的問題があり、男女共同参画社会を実現していく上で克服すべき重要な課題です。

大阪府における労働者からのセクシュアル・ハラスメントの相談件数は、2022年度（令和4年度）は488件となっており、前年度よりも減少しています（図表16）。

また、大阪府内の配偶者暴力相談支援センター*におけるDV相談件数は2020年（令和2年）時点で7,834件、大阪府警察で受けたDVの相談件数は2020年（令和2年）時点で10,236件となっており、警察への相談件数は増加傾向にあります。（図表17）。

暴力を根絶するためには、家庭、地域、職場、学校等あらゆる場面において、どのような暴力も絶対に許さないという認識を徹底するとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進していくことが求められています。

特に、DVは、外部からその発見が困難な家庭内において起こることが多いため、潜在化しやすく、しかも、加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。また、DVの被害者は多くの場合女性ですが、男性の被害者も存在しています。個人の尊厳を害し男女平等の実現を妨げるDVを容認せず、一刻も早い被害者の保護に取り組んでいく必要があります。

国においては、2001年（平成13年）4月に「DV防止法」を制定し、国、地方公共団体にはDVの防止と被害者の保護が責務として明示されました。この法律は、DVを「暴力」と認め、かつ、それが「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることを明確にしています。また、「児童虐待防止法」第2条では、子どもの前で配偶者などに暴力をふるう「面前DV」も「心理的虐待」と

* セクシュアル・ハラスメント（Sexual Harassment）：性的いやがらせのことをいう。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示等が含まれる。立場を利用したり、性差別の上に成り立っていることが多く、雇用の場で問題となっている。近年では、学校や地域においても問題となっており、権力や力関係のある場面ではどこでも起こりうることが認識されるようになった。「男女雇用機会均等法」では、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの対象を男女労働者とするとともに、その防止のため、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備をはじめ、その他の雇用管理上必要な措置を講ずることを事業主に義務づけている。

* ドメスティック・バイオレンス（DV）（Domestic Violence）：直訳すると「家庭内の暴力」となるが、一般的には「配偶者や恋人等、親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使われている。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」では、配偶者からの暴力に関する通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備について定めている。なお、この法律でいう「配偶者」には事実婚を含んでいる。「暴力」の形態は、次のように分類される。

- ・ 身体的暴力・・・殴ったり蹴ったりすること、物を投げつけること、突き飛ばすこと等
- ・ 精神的暴力・・・人格を否定するような暴言を吐くこと、何を言っても無視すること等
- ・ 性的暴力・・・いやがっているのに性行為を強要すること、見たくないポルノビデオ等を見せること等

このほか、生活費を渡さない等の「経済的暴力」、外出の制限や家族や知人と連絡を取らせない等の「社会的暴力」等があり、多くの場合、これらさまざまな暴力が複合して起こる。

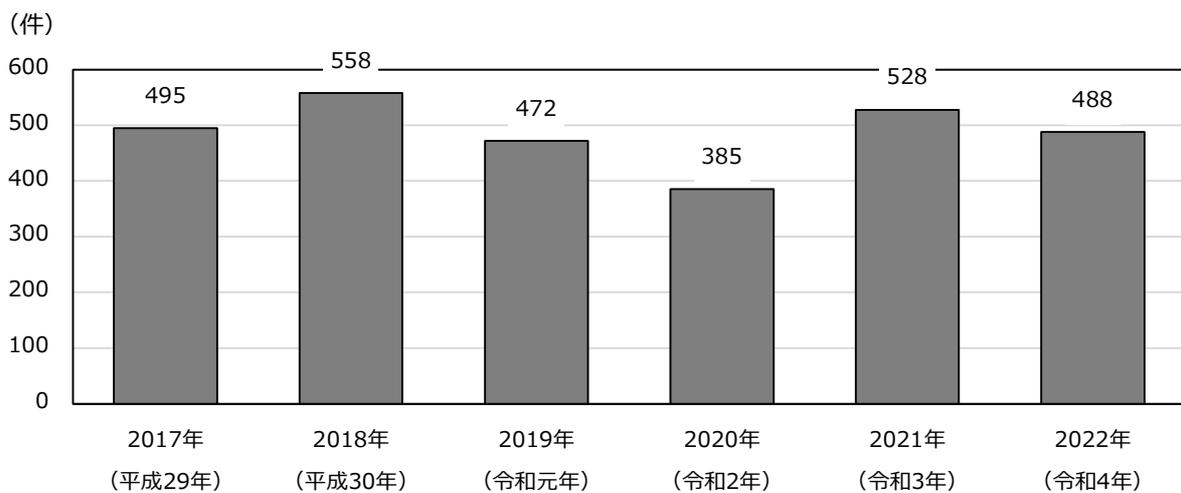
* 配偶者暴力相談支援センター：配偶者（事実婚や元配偶者を含む）からの暴力の被害者に対して相談や関係機関の紹介、被害者や同伴家族の一時保護、被害者の自立支援を行う上で中心的な役割を果たす施設。

いう児童虐待にあたりと定義しており、DVが子どもに与える影響を考慮した子どもへの取組が求められています。

DVの防止や被害者の保護には、住民にとって身近な行政主体である市町村が果たす役割が重要です。そのため、本市では、本計画をDV防止法に基づく市町村基本計画として位置づけ、DVに関する正しい理解を促し、DV被害の防止に取り組むとともに、被害者からの相談対応、安全の確保、自立支援等を推進していきます。

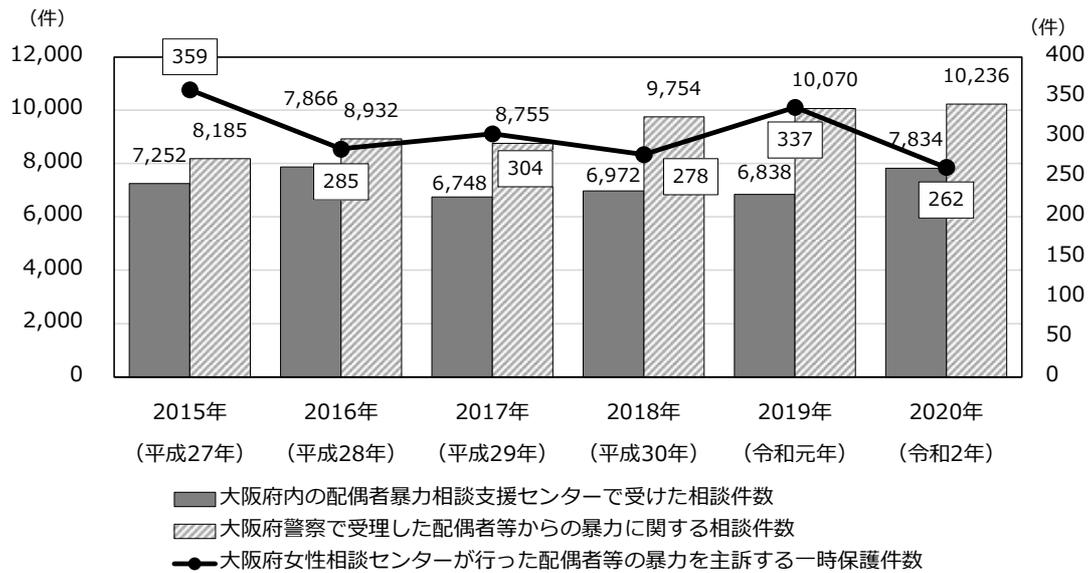
また、女性が日常生活を営む上で、女性であることにより生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻等、複雑化・多様化・複合化した困難に直面することが多いことを踏まえ、2024年（令和6年）4月に困難な問題を抱える女性への支援について定めた「困難女性支援法」が施行されました。本市では、本計画を困難女性支援法に基づく市町村基本計画として位置づけ、さまざまな困難な状況に置かれている男女が安心して自分らしく暮らせるよう、関係機関及び団体と連携・協力し、困難な問題を抱える市民の発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援に取り組めます。

図表 16 セクシュアル・ハラスメントに関する相談件数の推移
(大阪府)



資:

図表 17 ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談等件数
（大阪府）



資料：内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」（令和4年度）、大阪府警察本部、大阪府女性相談センター

■計画推進の指標

指標名	現状値 (2023年度 (令和5年度))	目標値 (2024年度 (令和16年度))
あらゆる暴力根絶のための啓発や講座の実施回数	6回	10回
暴力を受けた際の対応について「(1)相談しなかったがしなかった」「(2)相談しようと思わなかった」の割合	(1) 4.9% (2) 51.9%	減少させる
市職員・相談員への研修及びDV防止のための情報提供	1回	2回

重点施策1 あらゆる暴力の根絶

- 性犯罪を含むあらゆる暴力を根絶するために、家庭、地域、職場、学校等あらゆる場面において、暴力にあたる行為を啓発すると同時に、それらの暴力は犯罪をも含む人権侵害であり、許されるものではないという意識を醸成します。
- 被害者が、子ども、高齢者、障がい者、外国人等の場合にも早急に適切な支援体制を確保できるよう、地域や関係機関等と連携し、きめ細かな対応に努めます。

施策の方向① セクシュアル・ハラスメントなどあらゆる暴力根絶のための啓発推進

	施策名	施策の内容	担当部局
61	あらゆる暴力を許さない社会の醸成	多様な広報媒体を通じてあらゆる暴力の防止啓発を推進し、さまざまな機会を活用した学習機会を提供します。	人権・文化国際課
62		人権が尊重される良好な職場環境を確保するため、すべての市職員が、ハラスメントを行わない、許さないという共通認識を持ち、ハラスメント防止に努めます。	人事課

施策の方向② 暴力被害者への相談の充実

	施策名	施策の内容	担当部局
63	さまざまな相談事業の充実	ダイバーシティセンターにおいて、女性に関するさまざまな相談を受け付ける「女性相談窓口」を設置します。	人権・文化国際課
64		DV相談にあたり、電話や面談による被害者相談の充実を図ります。また、他の相談からの引継ぎが円滑に行われるよう関係機関との連携を図ります。	人権・文化国際課
65		関係機関と連携を図り、子どもが安全に安心して生活ができるよう、子どもと家庭に関する相談援助（児童家庭相談）を実施します。	子ども未来課

重点施策2 DVを発生させない教育・啓発

【DV防止基本計画】

- 本市では、市役所内及びダイバーシティセンターでのDV防止啓発パンフレットの掲出や、関係各課の窓口や公共施設での名刺サイズの啓発カードの設置等により、DV防止の啓発並びに相談窓口の周知を図ってきました。また、面談や電話による女性のための相談を実施してきました。2023年度（令和5年度）には96件のDV相談がありましたが、緊急一時保護・避難は0件です。なお、相談件数のうち男性からの相談は14件となっています。
- DVは家庭内で起こることが多く、発見が遅れることで潜在化、深刻化する場合があります。しかし、DV被害者はもちろんのこと、その家族や友人等、周りの人々がDVについて正しく知ることによってDV被害を未然に防いだり、被害の早期発見につなげたりすることができるため、DVを発生させないための啓発活動や学習機会の提供を充実します。
- あらゆる世代における交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）も社会問題となっており、中高校生や大学生等、若年層に対するデートDVについての啓発活動を推進します。

※ここでいう「配偶者」とは、事実婚を含む配偶者や元配偶者、同居する交際相手をいう。（DV防止法第1条）

施策の方向① DV被害防止に向けた啓発の推進

	施策名	施策の内容	担当部局
66	DVを理解するための教育・啓発活動の推進	内閣府が定めた「女性に対する暴力をなくす運動」期間に併せて暴力防止キャンペーンを実施するなど、DVについて正しい認識や理解が深まるよう広報・啓発活動を推進します。	人権・文化国際課
67	DV発見・通報を促進するための広報	病院関係者等と連携し、DV防止法に定められた発見通報に関する規定の周知に努めます。	人権・文化国際課
68	若い世代に対する教育・啓発の実施	若年層とその保護者、教育関係者を対象にデートDVに関する啓発や学習機会の提供の充実を図ります。	人権・文化国際課 教育センター
69	子どもの人権教育の推進	子どもの権利侵害について子ども自身が学ぶとともに、自分も相手も大切にすることを育む人権教育の推進と教職員に向けた研修会等の周知を行います。	学校教育推進課

施策の方向② 職務関係者への研修の充実

	施策名	施策の内容	担当部局
70	D Vを理解するための研修の実施	「大阪府配偶者等からの暴力(D V)相談マニュアル」を参考に「D V被害者支援マニュアル」を都度更新し、担当者の理解不足による二次的被害*を防ぐため、D Vの定義や背景、支援制度等の基礎的な研修を通じて、幅広い研修の実施に努めます。	人権・文化国際課
71	個人情報の管理と秘密の保持の徹底	「大阪府配偶者等からの暴力(D V)相談マニュアル」に沿って、被害者の個人情報の管理に努めるとともに、秘密の保持を徹底するため、職務関係者の研修を行います。	人権・文化国際課

施策の方向③ 加害者への教育・啓発

	施策名	施策の内容	担当部局
72	加害者更正プログラムの研究	加害者が更正するための有効な施策について、情報収集を行います。	人権・文化国際課
73	関係機関と連携した加害者相談の活用	D Vの認識がありながら暴力をやめられない加害者に対し、相談窓口の情報提供を行えるよう、情報収集を行います。	人権・文化国際課
74	加害者への教育・啓発の推進	D Vは人権侵害であり犯罪であるという認識を周知徹底するため、防止啓発に努めます。	人権・文化国際課

* 二次的被害：二次的被害とは、犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失、プライバシーの侵害等の被害をいう。

重点施策3 DV被害者の安全を確保するための支援の推進

【DV防止基本計画】

- 本市では、被害者が安心して相談できる相談体制、DV被害者等への緊急一時保護及び緊急避難支援制度、緊急連絡にも対応できるよう関係機関との連携、「DV被害者支援マニュアル」の活用等をとおして、安全で安心して相談、避難、その後の生活自立等、DV被害者に対する支援の仕組みを構築しています。こうした支援の仕組みをDV被害者に情報提供するとともに、支援の充実を図ります。
- 被害を潜在化させないように、相談窓口の周知を図るとともに、被害者が安心して相談ができるよう相談員等に対する研修の充実により二次的被害をまねかない相談環境を整え、被害者のエンパワメントの支援に取り組みます。

施策の方向① 相談窓口の充実、情報提供

	施策名	施策の内容	担当部局
75	被害者のための相談体制の充実	ダイバーシティセンターにおいて、女性に関するさまざまな相談を受け付ける「女性相談窓口」を設置します。 [再掲]	人権・文化国際課
76		緊急のDV相談にあたり、電話や面談による被害者相談の充実を図ります。また、他の相談からの引継ぎが円滑に行われるよう関係機関との連携を図ります。 [再掲]	人権・文化国際課
77		被害者に対して二次的被害を与えることのないよう、相談窓口や手続きの担当者への研修を充実します。	人権・文化国際課
78	身体の安全や保護命令に関する情報の提供	緊急的な被害者に対し、警察や配偶者暴力相談支援センター等関係機関との連絡調整を行い、緊急一時保護及び緊急避難支援制度、DV防止法に基づく保護命令等の情報の提供に努めます。	人権・文化国際課

施策の方向② 緊急時の安全確保

	施策名	施策の内容	担当部局
79	緊急時の一時保護及び避難支援の充実	危険な状態にある被害者やその子ども等に対して、一時保護施設等への入所を支援し、安全を確保します。また、施設や親戚・知人宅へ避難する場合の交通費等を支給します。	人権・文化国際課
80		DV被害者に対し、事情に応じた情報提供や関係機関の紹介を行います。	人権・文化国際課
81	民間施設も含めた広域的な受け入れ体制の整備	避難している被害者への円滑な支援のため、都道府県、他市町村の関係機関との広域連携による支援体制の推進に努めます。	人権・文化国際課

施策の方向③ 関係機関との連携協力

	施策名	施策の内容	担当部局
82	D V 情報の共有	被害者が相談やさまざまな手続き等を行う際に、関係機関との緊密な連絡調整と円滑な処理を行うことができるよう、情報の共有に努めます。	人権・文化国際課
83	状況に応じた対応	加害者の執拗な追跡のため、住民票を異動できない場合等、被害者支援の観点から、各種行政サービス手続きの適切な対応に努めます。	人権・文化国際課
84	関係機関やネットワーク組織の連携強化	D V 対応情報ネットワーク会議を通じ、関係機関と連携を図り、情報の共有、被害者の迅速・適切な保護、支援等に努めます。	人権・文化国際課

重点施策4 DV被害者の自立に向けた支援

【DV防止基本計画】

- 被害者のための各相談窓口では、自立に向けた情報提供や助言が適切に行えるよう、常に最新の情報を収集するとともに、被害者の状況にあった支援策を調整し、一人ひとりの自立に対する適切な支援に努めています。今後も、DV被害者の立場に立ち、相談、安全の確保から自立までのきめ細かな切れ目ない支援を進めるため、庁内関係課や関係機関が幅広く連携できる仕組みを充実します。

施策の方向① 自立支援策の充実

	施策名	施策の内容	担当部局
85	自立に必要な情報の提供	被害者やその子どもが自立する際に必要な住宅の確保や行政手続き等に関する情報の提供、助言を行います。	人権・文化国際課
86		特別な事情により居宅生活が困難な女性とその子どもを入所させて保護するとともに、施設と連携して自立促進のための生活支援を行います。	子育て支援課
87		家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等、母子の緊急保護が必要な場合に児童福祉施設等の利用施設の確保と適切な支援の実施に努めます。	子ども未来課
88		市営住宅への入居申込の際、同居親族要件の適用を除外して、単独での入居を可能とします。	都市政策課
89	自立に向けた支援の充実	DV及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置を実施します。	総合窓口課
90		住民基本台帳における支援措置の意見付与や一時保護施設等への同行支援、被害者やその子どもが自立する際に必要な住宅の確保や行政手続き等に関する情報の提供・助言、その他関係機関との連絡調整に努めます。	人権・文化国際課
91		特別な事情により居宅生活が困難な女性とその子どもを入所させて保護するとともに、施設と連携して自立促進のための生活支援を行います。 [再掲]	子育て支援課
92		市営住宅への入居申込の際、同居親族要件の適用を除外して、単独での入居を可能とします。[再掲]	都市政策課
93		要件を満たすDV被害者へ生活保護の適用を実施します。	生活福祉課

	施策名	施策の内容	担当部局
94	自立に向けた支援の充実	D V等により住民登録のない市内在住者に、市民と同等の障がい福祉サービスを提供します。	障がい福祉課
95		D V等により住民登録のない市内在住者の介護認定及び介護給付の受給については、住民登録している市町村と協議し調整します。	介護保険課
96		D V被害者の子の保育所等への入所について、就労状況等にかかわらず最優先で入所案内を行います。また、入所後は、離婚が成立していなくても、ひとり親家庭に準ずる取扱いとして保育料等の算定を行います。	幼児保育課
97		D V等により住民登録のない市内在住者の国民健康保険の加入やD Vによる傷病の場合の保険診療による受診、医療費通知等の被害者に関する情報の保護への対応に取り組みます。	国保・年金課
98		D V等により住民登録のない市内在住者の子ども医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度について、各医療保険に加入した場合に限り認めます。	保険医療課
99		D V等により住民登録のない児童生徒でも、円滑に就学できるよう支援を行います。	学務課

施策の方向② 関係機関との連携協力

	施策名	施策の内容	担当部局
100	D V情報の共有	被害者が相談やさまざまな手続き等を行う際に、関係機関との緊密な連絡調整と円滑な処理を行うことができるよう、情報の共有に努めます。[再掲]	人権・文化国際課
101	状況に応じた対応	加害者の執拗な追跡のため、住民票を異動できない場合等、被害者支援の観点から、各種行政サービス手続きの適切な対応に努めます。 [再掲]	総合窓口課 人権・文化国際課
102	関係機関やネットワーク組織の連携強化	D V対応情報ネットワーク会議を通じ、関係機関と連携を図り、情報の共有、被害者の迅速・適切な保護、支援等に努めます。 [再掲]	人権・文化国際課

重点施策5 さまざまな困難を抱える人々の生活の安定と自立への支援

【困難女性支援基本計画】

- 性的な被害や家庭の状況、地域社会との関係性、その他のさまざまな事情により円滑な生活を送る上で困難な問題を抱える女性に対し、本人の意思を尊重しながら問題の背景や心身の状況等に応じた包括的な支援を行う体制を整えます。
- 女性であることに加え、障がい者である、外国人である等の理由により複合的に困難な状況に置かれている場合等、女性の抱える問題は多様化・複合化・複雑化しています。さまざまな困難な問題に対応できるよう、関係機関や民間団体と連携・協働し、早期から切れ目のない支援に取り組みます。
- 本計画では、さまざまな困難な状況に置かれている男性や、在住外国人等も支援の対象とし、男女共同参画の視点に立って、誰もが安全に安心して暮らせる社会の構築を進めます。

施策の方向① 高齢者・障がい者の生活支援の充実

	施策名	施策の内容	担当部局
103	高齢男女の社会参画促進のための支援	「しごと相談・支援センター」で就労相談を実施し、就労困難者の支援を行います。〔再掲〕	商工振興課
104		高齢者に就業機会を提供（斡旋）する公益社団法人池田市シルバー人材センターの円滑な運営を促進するため、補助金を交付します。	高齢・福祉総務課
105		地域住民の窓口として、さまざまな行事の際に広報活動を引き続き行うとともに、民生委員児童委員協議会等の関係機関と連携し、適切な支援を展開します。	高齢・福祉総務課
106	高齢男女の生活自立支援	高齢者が属する世帯において、買物代行等の日常生活活動について援助サービスを提供します。	高齢・福祉総務課
107		在宅介護の高齢者に対し、紙おむつの支給を行います。	高齢・福祉総務課
108		本人のADL（日常生活動作）等の状況を踏まえて、市外施設と連携し本人の状況に適した施設への入所を進めます。	高齢・福祉総務課
109		高齢者の総合的な相談窓口である地域包括支援センターの周知を行い、高齢者支援の充実を図ります。	地域支援課
110		ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の方が、病気や事故等の緊急時もしくは健康に関する相談をしたいときに、緊急通報装置の貸出を実施します。さらに今後は広報誌やホームページに加え、出前講座等の効果的な周知活動も検討します。	高齢・福祉総務課

	施策名	施策の内容	担当部局
111	男女平等の視点に立った障がい者の相談などの充実	介護保険居宅・地域密着型サービスについて、今後も継続して高齢者が自立した生活を送ることができるように給付を行います。	介護保険課
112		介護保険施設サービスについて、今後も継続して高齢者が自立した生活を送ることができるように冊子等で周知に努めます。	介護保険課
113		「障害者差別解消法」に基づき、女性であることで複合的な差別があることへの敏感な視点をもってさまざまな支援を充実します。	障がい福祉課
114		くすのき学園の施設内入浴設備を利用した入浴サービスの充実を図る。（送迎の実施等）	障がい福祉課
115		池田市に住む発達の遅れがある子どもたちに適切な療育が行えるよう保育士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、看護師、心理相談員といった各専門職を配置します。また、個々の子どもが切れ目なく必要な支援を受けられるような体制づくりを行います。	やまばと学園
116	障がい者の就労支援の充実	障がい者の就労支援を推進するとともに、差別のない就労の場づくりのための支援を充実します。 ・施設介護支援給付事業 ・施設訓練給付事業	障がい福祉課
117		「しごと相談・支援センター」で就労相談を実施し、就労困難者の支援を行います。〔再掲〕	商工振興課
118	当事者や家族の会の支援	民生委員や地域包括支援センター等と連携し、さまざまなケースと向き合い、75歳以上の安否確認名簿に基づき安否確認を実施します。	高齢・福祉総務課
119		高齢者に就業機会を提供（斡旋）する公益社団法人池田市シルバー人材センターの円滑な運営を促進するため、補助金を交付します。〔再掲〕	
120		高齢者や障がい者のグループや家族の会の支援をします。	障がい福祉課

施策の方向② ひとり親家庭等の生活支援の充実

	施策名	施策の内容	担当部局
121	多様な家族形態への理解の促進	ひとり親家庭やステップファミリー*、同性家族等さまざまな形態の家族が安心して暮らせる社会の気運を醸成するため、啓発や学習機会の提供をします。	人権・文化国際課
122	ひとり親家庭への支援についての情報の提供	母子・父子自立支援員*を中心に、関係機関と連携しながら、離婚前後の相談者の精神的安定を図り、自立に必要な情報提供、相談、助言等の支援を行います。	子育て支援課
123		ひとり親家庭等に必要な支援等が届くよう、会報「大阪ぼしれん」の配架・配布や、市広報誌を通じたひとり親家庭の親等のための就業支援講習会受講生募集の周知啓発等を継続的に実施します。	高齢・福祉総務課
124		「しごと相談・支援センター」で就労相談を実施し、就労困難者の支援を行います。〔再掲〕	商工振興課
125	ひとり親家庭への相談機能の充実と相談担当者等への研修の充実	男女共同参画の視点でアドバイスができるよう、母子・父子自立支援員やケースワーカー*、民生委員・児童委員等の相談担当者への研修機会の充実をめざします。	子育て支援課 高齢・福祉総務課 生活福祉課

施策の方向③ 在住外国人等の生活支援の充実

	施策名	施策の内容	担当部局
126	相互理解のための交流の場や学習機会の提供の充実	地域在住の外国人を支援するグループに対し、活動の場(ダイバーシティセンター)を提供します。	人権・文化国際課
127		日本語を通じた交流により、外国人が孤立することなく、また、自立して生活が送れるよう支援を行います。	人権・文化国際課

* ステップファミリー (Stepfamily) : 配偶者の少なくとも一方の結婚前の子どもと一緒に生活する家族形態。継(ま)ま家族、ブレンド家族(ブレンディッド・ファミリー)ともいう。一般的には、離別や死別後、子連れで再婚した結果形成される家族。血縁関係にない親子関係が1組以上含まれるものをいう。

* 母子父子自立支援員: 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し社会生活におけるさまざまな相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行う相談員。

* ケースワーカー: 病気や高齢、貧困で生活に困っている人々に対し、福祉事務所で一人ひとりの問題(ケース)について相談を受け、必要な支援を行う。面接担当のケースワーカーが相談を受け、支援の判断や方法を決め地区の担当ケースワーカーに引き継ぎ、訪問や面接をして生活実態を把握し支援の方針を立て、支援開始後のモニタリングを行っている。

	施策名	施策の内容	担当部局
128	相互理解のための交流の場や学習機会の提供の充実	語学・料理講座やおまつりイベントにおいて、外国人が主体となった事業を実施することで、多文化共生社会の推進を図ります。	人権・文化国際課
129	多言語による情報提供の充実	来日間もない、日本語が話せない外国人やその子どもが、早期に地域への定着が図れるよう行政手続き等の支援を実施します。	人権・文化国際課
130		「広報いけだ」の記事を抜粋し、多言語に翻訳した「くらしの情報」を2か月に1回発行することで、来日間もない、日本語が話せない外国人へ市政情報を提供します。	人権・文化国際課
131	多言語による相談窓口の整備	多言語相談窓口の設置と多言語スタッフの派遣により、来日間もない、日本語が話せない外国人やその子どもが、早期に地域への定着が図れるよう、言語面での支援を実施します。	人権・文化国際課

施策の方向④ 複合的に困難な状況に置かれている人への支援の充実

	施策名	施策の内容	担当部局
132	相談窓口の提供	さまざまな困難な状況に置かれている人が相談できる環境を提供します。	人権・文化国際課
133		妊婦及び18歳未満の子どもと家庭に対する相談対応、必要な養育の支援を行います。	子ども未来課
134		「しごと相談・支援センター」で就労相談を実施し、就労困難者の支援を行います。〔再掲〕	商工振興課
135		生活困窮者等が相談できる環境を提供します。	生活福祉課
136	自立支援の充実	生活困窮者等の自立を促進するための支援を行います。	生活福祉課
137		家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等、母子の緊急保護が必要な場合に児童福祉施設等の利用施設の確保と適切な支援の実施に努めます。〔再掲〕	子ども未来課
138	関係機関との連携強化	支援調整会議を通じ、関係機関との連携を図り、困難な問題を抱える人の支援を行います。	人権・文化国際課

第4章 計画の推進

1. 推進体制の充実

市長を本部長とした「池田市男女共同参画推進本部」のもとで、広範多岐にわたる男女共同参画推進関連施策を行う部署・機関が有機的に連携を図り、総合的・計画的に施策を展開できるよう、横断的な推進体制を確立し、着実かつ計画的な取組を展開します。

そのためには、市役所が男女共同参画のモデル職場になれるよう、職員や教職員の男女平等や男女共同参画に対する認識を深めるための研修や、固定的な性別役割分担意識を払拭した男女が働き続けやすい職場づくり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進等を積極的に進めます。

また、「池田市男女共同参画審議会」が、男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査・審議し、必要に応じて市長に対して意見を述べることで、計画の円滑な推進を図ります。

2. 計画の進行管理

本計画の実効性を高めるために、基本課題ごとに指標を設定し、数値目標を掲げます。

市内の各課が実施する施策の推進状況を毎年とりまとめ、進捗状況について把握し、計画の着実な遂行に努めるとともに、数値目標の達成状況や進捗状況のまとめについては、池田市男女共同参画審議会に報告し、公表します。

また、目標の達成に至らなかった指標の改善を求めています。

3. ネットワークの構築・連携・強化

男女共同参画社会の実現は、行政の取組だけで達成できるものではありません。男女共同参画の推進に取り組むNGO・NPOや、市民、企業・事業者とより密接に連携して取組を進めるため、ネットワークの構築・連携・強化を行い、情報交換や交流を行う機会の拡充や自主活動への支援を進めます。また、国、府、関係機関等との連携・協力を深め、施策の充実等を図ります。

4. 苦情や意見への対応

「池田市男女共同参画苦情処理委員会」において、男女共同参画施策等への苦情や、権利侵害を受けた場合の相談を受け、施策の改善のための勧告や相談に対する助言を行います。

5. 拠点施設の充実

多様な市民がエンパワメントされ、また交流できる拠点施設として、ダイバーシティセンターの充実を図ります。

資料

女性差別撤廃条約

(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

1985年(昭和60年)批准

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、
世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、
人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、
国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、
更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、
しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、
女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、
窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、
衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、
アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、
国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、
国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、
家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、
社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、
女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、
次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第四条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるも

- のとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
- (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日 法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成十一年六月二三日 法律第七八号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附則（平成十一年七月十六日 法律第一百二号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

十二から五十八まで 略

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成十一年十二月二十二日 法律第一百六十号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律

平成十三年法律第三十一号
令和五年法律第三十号
(一部改正：令和6年4月1日 施行)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所におい

て被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
 - 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
 - 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の

本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。
 - 一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。))の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

- 第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
 - 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

- 第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
 - 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
 - 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
 - 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
 - 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

- 第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三條の二第五項及び第六項、第百三十三條の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十條第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条 第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条 第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三條の三 第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項 及び第二百三十一條 の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十條 第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第百六十條第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十條 第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十條の二 第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十條の二 第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条 第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五條 第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一條の三 第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一條 第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日号外法律第六十四号)

(法律第 46 号)

改正 平成二九年 三月三十一日法律第一四号
令和 元年 六月 五日同 第二四号
同 四年 三月三十一日同 第一二号
同 四年 六月一七日同 第六八号

〔総理・総務・厚生労働大臣署名〕

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）

第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重さ

れるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第

四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活にお

ける活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、

労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

〔令和四年法律第五十二号〕

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百二十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保

護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
 - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
 - 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
 - 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

- 第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。
- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

- 第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）
 - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
 - 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

- 第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

- 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
 - 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
 - 三 略
 - 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

池田市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本的施策（第7条—第14条）

第3章 阻害要因の克服（第15条—第17条）

第4章 推進体制等（第18条・第19条）

第5章 雑則（第20条）

附則

前文

日本国憲法に個人の尊厳と法の下での平等がうたわれているが、社会には固定的な性別役割分担意識やそれに基づく制度及び慣行が依然として根強く残り、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

「平等・開発・平和」の目標を掲げた1975年（昭和50年）の「国際婦人年」を契機として、性差別のない社会の実現に向けた取組が世界的に展開され、1979年（昭和54年）には国際連合で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択された。わが国においては、国内法の整備により条約の批准を行い、1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するための男女共同参画社会基本法が制定された。

池田市においては、これまでも、国際社会や国内の取組と協調しつつ、さまざまな施策を推進してきているが、核家族世帯率が高く、女性の就労率が出産・子育て期には大きく低下し、家事・育児・介護等の家庭生活における男女の共同参画が必ずしも十分でない傾向にある。また、近年、社会問題化しているセクシュアル・ハラスメントや女性に対する暴力の解消を図ることにより、男女が互いの人権を尊重しあって社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる社会の実現をめざすことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現をめざして、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにすることにより、市、市民及び事業者が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の平等を基礎とする男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2）積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- （3）セクシュアル・ハラスメント 職場その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- （4）性と生殖に関する権利と生涯にわたる健康 身体に妊娠、出産等の固有の仕組みを有する女性が、妊娠、出産等の決定を行う権利を持つこと並びに身体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態にあることをいう。
- （5）女性に対する暴力 夫、パートナー等が女性を支配するための心理的、経済的又は身体的な暴力及び虐待をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的又は間接的に性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、及びその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならないこと。
- (3) 市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画の推進は、国際的な協力のもとに行われなければならないこと。
- (6) 性と生殖に関する権利と生涯にわたる健康が尊重されること。
- (7) 女性に対する暴力は女性の人権に対する侵害であることから、女性に対する暴力が根絶されること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を重要な政策として位置づけ、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策のため、財政上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

4 市は、市民及び事業者の理解が深まるよう、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画の策定)

第7条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、第18条第1項に規定する池田市男女共同参画審議会に諮問し、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的格差是正措置)

第8条 市は、男女共同参画の推進のため、市民及び事業者と協力して積極的格差是正措置を講じ、男女共同参画社会の実現に努めるものとする。

(広報・啓発及び教育)

第9条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるための広報・啓発活動の充実を図るとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育においても、男女共同参画に関する理解を深めるための措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策策定上の配慮)

第10条 市は、施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画社会の実現に配慮するものとする。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画の推進を阻害する問題等男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項についての調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に係る状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、公表するものとする。

(拠点施設)

第13条 市は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の取組を支援するため、総合的な拠点施設の整備に努めるものとする。

(顕彰)

第14条 市長は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行う市民及び事業者に対し、顕彰を行うものとする。

第3章 阻害要因の克服

(性別による権利侵害の禁止)

第15条 何人も、直接的又は間接的に性別を理由とする権利侵害や差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、女性に対する暴力を行ってはならない。

(被害者の保護等)

第16条 市長は、前条第3項の規定に違反する権利侵害があったと認められる場合には、被害者を保護するため、緊急一時保護を行う施設の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、前項に規定する被害者が自立して生活することを支援するため、各種制度の利用のあっ旋、情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

(苦情等の申出)

第17条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情その他の意見がある場合又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合は、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けた場合には、第19条第1項に規定する池田市男女共同参画苦情処理委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、池田市男女共同参画苦情処理委員会の意見に応じ、助言、是正の要望等必要な措置を講ずるものとする。

第4章 推進体制等

(男女共同参画審議会)

第18条 男女共同参画の推進に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ、調査・審議し、意見を述べる機関として、池田市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

3 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(苦情処理委員会)

第19条 第17条に規定する苦情等の申出を処理する機関として、池田市男女共同参画苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）を置く。

2 苦情処理委員会は、市長が委嘱する委員3人以内をもって組織する。

3 苦情処理委員会は、必要に応じて関係者に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

第5章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日（平成14年9月27日）から施行する。ただし、第16条、第17条及び第19条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

第3次池田市男女共同参画推進計画

～いけだパートナーシップ21～

2025年（令和7年）3月

発行 池田市市民活動部人権・文化国際課

〒563-8666

大阪府池田市城南1丁目1番1号

TEL 072-754-6231（直通）

072-752-1111（代表）